

提 言

「企業の社会的役割と少子化対策」

～兵庫・神戸モデルの構築に向けて～

平成 20 年 2 月

序

神戸経済同友会は、ここ数年、地域の活性化に関して多くの提言を行なってきましたが、今年度は、各企業に共通する経営課題として、「企業の社会的役割と少子化対策」について提言をまとめました。

このテーマを選んだ背景としましては、

一つには、少子化に伴う人口減少の流れとその行き着く先が、わが国の経済・社会に深刻な影響を及ぼしかねない重大な問題であると考えるからです。

二つには、少子化対策を企業の社会的役割として位置づけることが可能であり、企業として対応しやすいと考えるからです。

三つには、少子化対策は社会全体で取り組まなければ解決しない課題であり、兵庫・神戸という地域のレベルで問題提起する意義は大きいと考えるからです。

少子化問題については、本来責任を負うべき政治・行政をはじめ企業や地域社会でそれなりに取組が行なわれていますが、残念ながら未だに十分な成果を収めているとは言えません。この問題の難しいところは、価値観や世相、生活様式などが複雑に絡んでいるために、原因の特定や施策効果の測定がしづらいことに加えて、現在対応しなければならない緊急課題である旨の「国民的合意」が必ずしも出来上がっていないことにあるように思われます。

企業が少子化の進行を抑制するために、主体性を持って最大限努力することは、「社会の持続可能性」を維持するために行なう企業の社会的役割であるとの認識に立って、われわれは次世代育成に資する経済的な支援や制度面の整備、経営層を中心とした意識改革など、企業の立場から可能な対策を幅広く地道に実施していくかなければならないと考えます。政治・行政とわれわれ企業そして地域社会の三者が、連携して腰をすえて取り組めば必ず道は開かれる信じています。

最後に、この提言の取り纏めにご尽力いただいた、森井委員長、中内副委員長をはじめ提言委員会の委員ならびにワーキング・グループの各位、特別委員としてご指導、ご示唆を賜りました神戸大学の後藤教授、相川准教授に心からの謝意を申し上げます。

平成 20 年 2 月

社団法人 神戸経済同友会

代表幹事 小川 恵三

代表幹事 矢崎 和彦

目 次

1. はじめに	1
2. 企業の社会的役割	3
(1) C S R (企業の社会的責任)	3
(2) C S R と「企業の社会的役割」	3
(3) 「企業の社会的役割」の整理	4
(4) 「企業の社会的役割」への取組姿勢	5
3. 「少子化」の現状と影響	6
(1) 「少子化」の現状	6
(2) 「少子化」の原因	8
(3) 少子化が及ぼす影響	10
4. 「少子化対策」の現状と課題	12
(1) 政治・行政の取組	12
(2) 企業の取組	12
(3) 地域社会やN P Oの取組	13
(4) 「少子化対策」の評価と問題点	13
(5) 欧州諸国の取組、国内企業の先進事例から示唆されること	15
5. 提言	17
(1) 政治・行政に対する提言	17
(2) 企業に対する提言	18
(3) 地域社会・N P Oに対する提言	19
6. 神戸経済同友会の取組方針	20
おわりに	21
付属資料集	23
提言作成に関し、ご協力いただいた方々	57
提言作成に際し、参考とした資料	58
平成 19 年度提言特別委員会における研究活動および討議結果	59
平成 19 年度提言特別委員会名簿	60

1. はじめに

わが国では、1970年代半ば以降、合計特殊出生率が人口置き換え水準を下回って推移している。このままでは、わが国人口は2046年に1億人を、2097年には5千万人を割り込むという予想もあり、わが国社会は極めて大きな困難に直面すると言われている。

しかしその困難の内容については、現制度のままでは年金・健康保険制度が維持できないなど、断片的に提示されるだけで、大幅で急速な人口減少によって危惧される経済規模の縮小がどの程度のものなのか、国民生活にどのような深刻な影響をもたらすのかについては、明確で具体的な説明がなされていない。また「少子化対策」も、厳しい財政事情や縦割り行政の弊害も相俟って、子育て支援などで小粒な対策が小出しに行われてきたに過ぎない。

このため、国民は20年後、30年後の社会や生活の姿を、実感を持ってイメージすることができず、政治や行政の姿勢に対して大きな不満・反対の声が上がることもなかったと言える。

神戸経済同友会は、こうした「少子化」及び「少子化対策」の現状に深刻な危機感を有しており、早急に「少子化に対する危機感」を社会全体で共有し、「少子化対策が最優先の社会的課題であること」についての国民的コンセンサスを形成することが必要と考える。

「少子化対策」が本来は政治・行政の責任であるとしても、企業も大きな役割を果たすことが可能である。

「少子化」は、企業の生産性・競争力を低下・弱体化させる惧れがあるだけでなく、企業の活動基盤である社会の存続を揺るがしかねない問題でもある。従って、企業が「少子化対策」に取り組むということは、企業自らの持続可能性

だけでなく、同時に社会の持続可能性を維持しようとする、まさに「企業の社会的役割」であるということが言える。

また、「少子化」という社会的課題の解決に積極的に取り組んでいく企業の姿勢は、企業イメージのアップに繋がり、広報活動や採用活動及び従業員のモラールアップに大きく寄与するに違いない。

以上の認識のもと、本提言では「企業の社会的役割」について整理したうえで、「少子化問題」を国を挙げて解決しなければならない国民的課題と位置づけ、政治・行政は「少子化がもたらしかねない困難を具体的に国民に伝えるとともに、具体的目標を含む長期ビジョンを提示し、大胆に施策を実施すること」と、企業は「少子化対策を、経済的事情の許す範囲内において積極的・具体的に実践すること」を提言する。

そして兵庫・神戸においては、産官学及び地域社会・NPOが共同して、危機感の醸成、地域に根ざした対策の構築及び実践を行い、全国の範となる「兵庫・神戸モデル」の構築に向けて取り組むこととしたい。

本提言が、広く社会で「少子化」に対する危機感が共有され、真剣な議論が政治や経営、地域社会などでなされる契機となることを期待するものである。

なお、本提言作成に際しては、兵庫県下の企業経営者及び従業員に対する書面アンケート、兵庫県居住者に対するネットアンケートを実施し、アンケート結果を文中で引用しているほか、結果概要を付属資料として掲載している。
(アンケートの詳細調査結果については、「調査報告書」として別冊で公表)

2. 企業の社会的役割

(1) CSR（企業の社会的責任）

企業は、ヒト・モノ・カネ・情報を結合することで社会に有用な商品・サービスを提供し、創出した付加価値の一部を納税等の形で社会に還元している。コンプライアンス遵守と合わせ、これが、企業の果たすべき最低限のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）と考えられる。

しかし、社会では近年、企業に「環境問題など社会的課題の解決に対する貢献」を求める声が高まっており、企業を「社会的課題解決への取組」によって評価するという姿勢も強まっている。このため、企業は、社会が直面する課題の解決に向けて自主的・積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

また、企業にとって、CSRに取り組むことは、「社会の要請」に応えるという受動的なものにとどまらず、能動的な経営戦略でもある。CSRへの取組は、経営・業務全般を見直す契機になるほか、企業ブランド価値の向上や従業員のモチベーションアップなどにつながるもので、企業価値向上のための重要な戦略と位置づけられる。

CSRを「社会情勢や経済情勢を反映した、社会への利益還元」ではなく、「企業価値向上のための重要な戦略」と捉える企業は増加しつつあり、こうした変化が、企業のCSRへの取組を加速するものと期待される。

(2) CSRと「企業の社会的役割」

CSRは、コンプライアンス遵守から環境保全、消費者保護、人権擁護、人材育成、安全衛生、地域社会への貢献など、企業活動のあらゆる分野に亘る内容を包含しており、企業は、その置かれた環境や業種・業態に応じて、「自社の果たすべき社会的責任が何か」を判断することとなる。

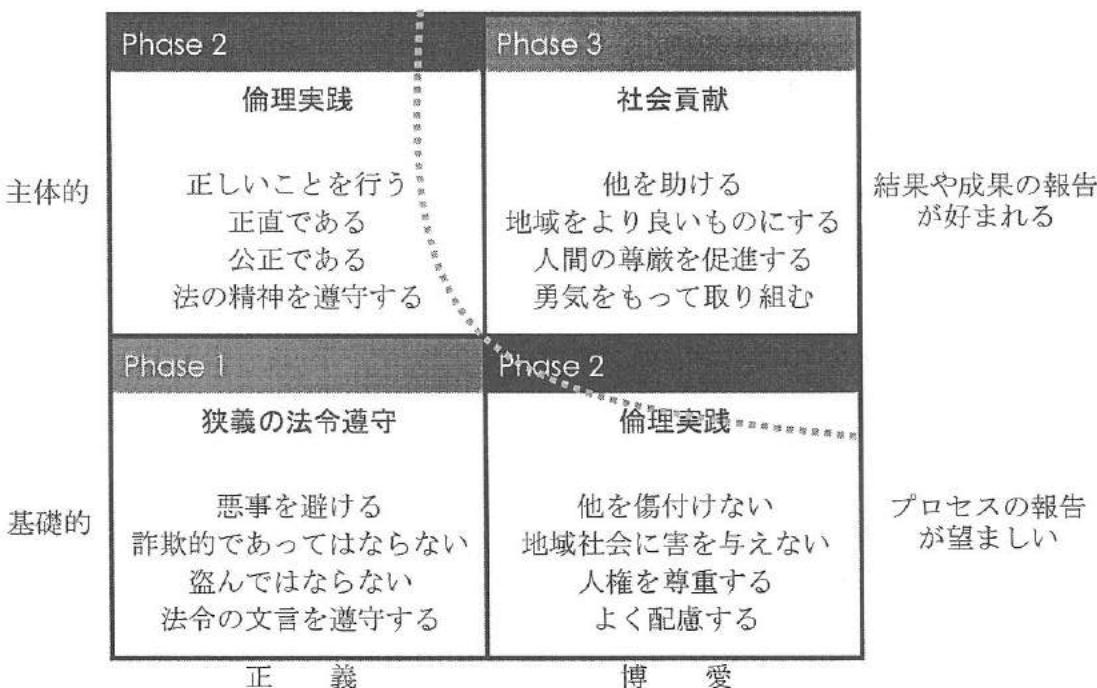
判断に際しては、①「社会的課題の解決」に取り組むことは、企業活動の基盤・舞台である社会の維持・発展を通じて、「企業の持続可能性」を高めること、②企業は社会に極めて大きな影響を及ぼしうる存在であること、を十分に認識する必要がある。そうすれば、「自社の果たすべき社会的責任が何か」についても、幅広に捉えることが出来るはずである。

本来、政治・行政が責任を持つべきことで企業の「責任」とは考え難いことも含めて、「企業の社会的役割」として「社会からの要請」を前向きに受けとめていく姿勢こそが、CSRの原点であると考えたい。

(3) 「企業の社会的役割」の整理

下図は高巣氏（麗澤大学教授）がCSRの枠組みを説明するために、リン・シャープ・ペイン氏による図式を修正したものである。本提言で言う「企業の社会的役割」の内容は、幅広に捉えたCSRの内容に一致することから、この枠組みを用いて整理することができる。

CSR(Corporate Social Responsibility)の枠組み



高巣著「コンプライアンスの知識」(日経文庫)より引用

図では、横軸を「正義」と「博愛」に、縦軸を「基礎的」と「主体的」に分けて、CSRの枠組みと考え方を示している。

[Phase1]は基本の法令遵守、[Phase2]は倫理的配慮であり、ともに社会や環境への悪影響を減らすための取組である。

[Phase3]はさらに一步進んで、地域の厚生や持続的成長を支援する能動的な取組であり、「社会貢献」と呼ばれる分野である。

神戸経済同友会としては、[Phase1]は言うまでもなく、[Phase2]についても最低限の「企業の社会的役割」に該当すると考える。いかに有用な商品・サービスを社会に提供していても、そのための活動が社会に及ぼす負の影響を最小限にとどめることは、企業にとって当然のことと考えられよう。

加えて、[Phase3]に該当すると考えられる「少子化対策」に取り組むことも、企業活動の基盤を維持するという観点から、「企業の社会的役割」として欠かすことは出来ない。

なお、[Phase1]とPhase2]、[Phase3]の事例は、概ね下表の通り整理できるが、具体的な内容によって[Phase1]とPhase2]、[Phase3]のどちらになるかを判断すべき項目が少なくない。

表 「企業の社会的役割」一覧表

Phase1～Phase2		
・企業倫理・行動規範	・ステークホルダーアイロゲ	・温暖化防止
・コンプライアンス遵守	・情報管理	・男女共同参画
・ディスクロージャー、透明性	・プライバシー保護	・ワーク・ライフ・バランス推進
・内部通報制度	・リスクマネジメント	・省エネルギー、クリーンエネルギー
・公正取引・競争	・製品・サービスの安全性・品質確保	・省資源、リサイクル
・消費者保護	・配当、納税	・社会に有用な商品・サービスの提供
・知的財産権の尊重	・安全衛生	・雇用の創出
・インサイダー取引防止	・有害物質管理、地震対策等	
・反社会的勢力の排除	・宣伝広告での差別表現に注意	
・贈収賄・汚職の撤廻	・人権尊重・擁護	
・マネーロンダリング防止	・雇用差別禁止、機会均等	
・違法な寄付・政治献金の廃止	・児童労働・強制労働の禁止	
Phase3		
・少子化対策への貢献	・SRI	・格差問題の緩和
・地域社会への影響考慮	・取引の機会均等	
・地域の文化・慣習の尊重	・多様性尊重	
・地域社会の活性化への貢献	・循環型経済社会構築への取組	
・地域とのコミュニケーション促進	・生物多様性を含めた自然保護	
・NPOとのコミュニケーション促進	・フィランソロピー、メセナ	
・NPOへの協力・支援	・地域貢献活動	
・ユニバーサルデザイン	・途上国の貧困撲滅	
・途上国での技術指導・移転	・国際交流・協調	
・CSR調達	・青少年教育	

(資料)高巣「コンプライアンスの知識」、日本経団連「CSR推進ツール」等を参考に作成

(4) 「企業の社会的役割」への取組姿勢

「企業の社会的役割」の取組方法には、本業として社会的課題の解決に資する商品・サービスを提供する「本業を通じた取組」と、利潤を使って社会貢献を行なう「余力による取組」の二通りがある。

「本業を通じた取組」は、本業と結びついて行なわれることから、企業内部で取組の必要性について理解が得られ易く、取組の規模拡大や継続性向上が促される。一方、「余力による取組」は、長期的視野に立てば企業の利益と合致するものの、本業と別の行動が必要となることや企業業績の影響を受けることから、取組の規模や継続性は「本業を通じた取組」に及ばない。

このため、規模や継続性に優れる「本業を通じた取組」を重視すべきとの考え方もあるが、幅広い社会的課題の解決に貢献していくには、「本業を通じた取組」と合わせ、「余力による取組」を「企業の持続的発展に向けた未来への投資」と捉えて積極的に行っていくことが必要である。

とりわけ、長期的に見れば、企業活動の基盤である「わが国社会」の存続 자체をも揺るがしかねない「少子化問題」に対して、企業は可能な限りの貢献をすべきであろう。

3. 「少子化」の現状と影響

(1) 「少子化」の現状

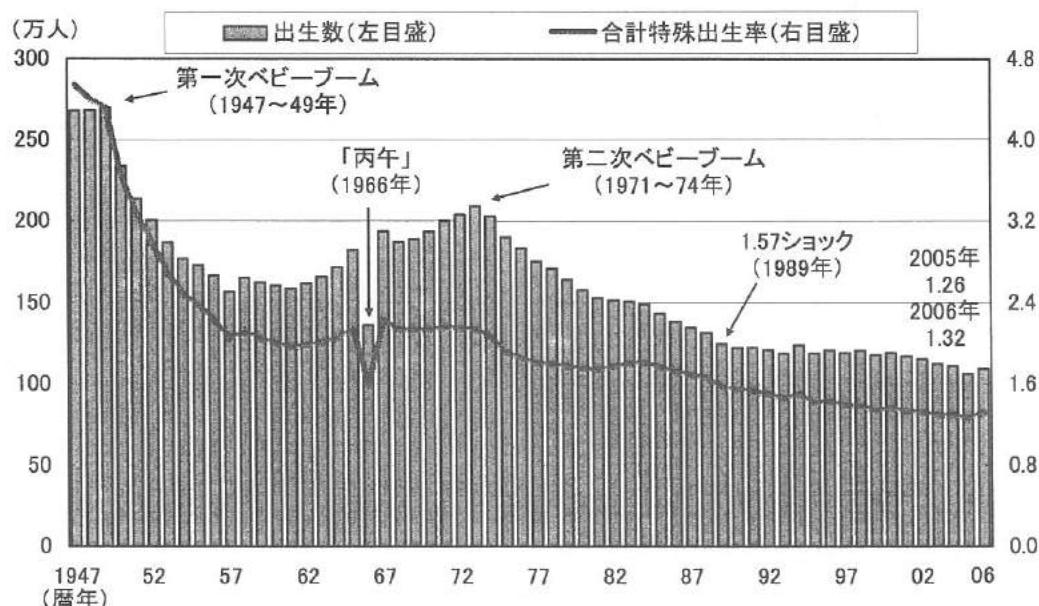
①国内

わが国では、1971～74年の第二次ベビーブーム期以降、合計特殊出生率（以下、出生率）が人口置き換え水準ⁱを一度も上回ることなく低下傾向をたどっている。

1989年に出生率が1.57と1966年「丙午」の1.58を下回った（「1.57ショック」）ことを契機に、「少子化問題」が議論され、行政の「少子化対策」が徐々に本格化していったものの、出生率の低下には歯止めがかからず、2005年には1.26まで低下している（2006年は1.32とやや回復し、2007年も同水準を維持した模様）。

年間の出生数も、第二次ベビーブーム期（200～209万人）以降、2005年の106万人まで減少傾向が続いている（2006年は109万人と前年比微増、下図参照）。

図 わが国の出生数、合計特殊出生率の推移

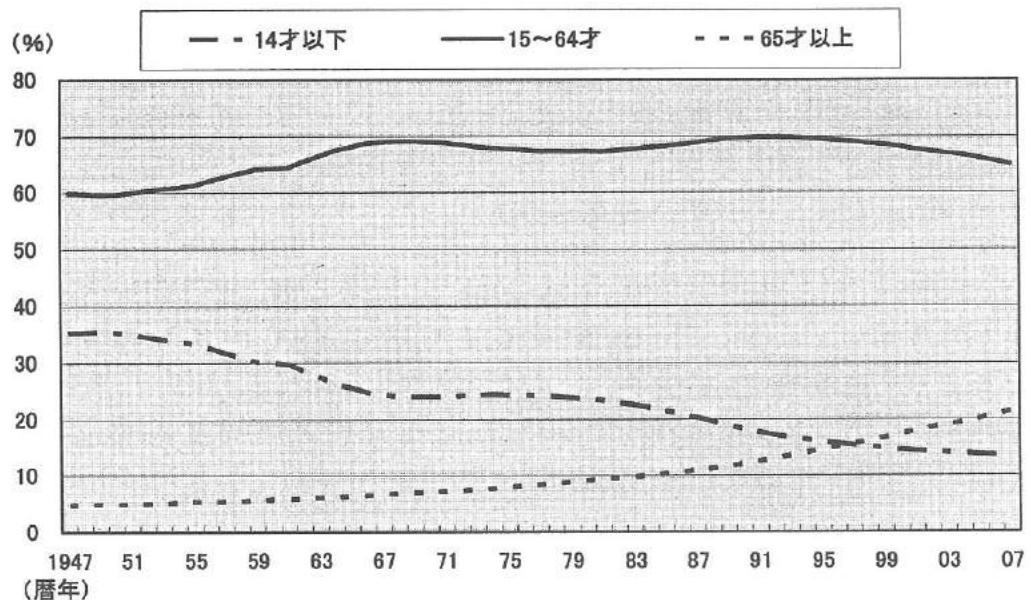


（資料）厚生労働省「人口動態統計」

わが国人口の年齢別構成比は、出生数の減少によって年少人口（14才以下）の構成比低下が続く一方、平均寿命が伸び高齢者人口（65才以上）の構成比上昇が続く格好となっている。そして、1990年代前半以降は、年少人口の減少を高齢者人口の増加が上回り、生産年齢人口（15～64才）の構成比が低下に転じている（次頁図参照）。

ⁱ 人口維持に必要な合計特殊出生率の水準、死亡率等によって変動する。

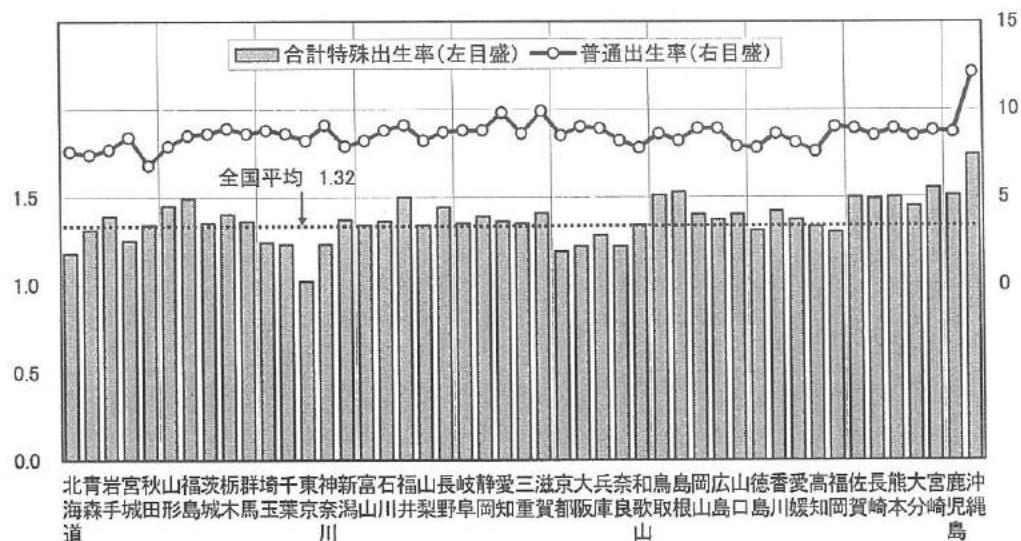
図 わが国人口の年齢別構成比の推移



(資料)総務省「人口推計」

また、都道府県別の出生率（2006年）を見ると、合計特殊出生率では、最も高い沖縄県（1.74）から最も低い東京都（1.02）までかなりのばらつきがあり、傾向としては大都市圏が低く、地方圏が高くなっている。もっとも、地方圏は、若年者を中心に大都市圏への人口流出が続いているため、出産適齢期の女性が少なく、人口千人当たりの出生数（普通出生率）は大都市圏と然程変わらない（下図参照）。むしろ、過疎化・高齢化が進む地方圏の方が、「子どもの減少」が目立つ状況となっている。

図 都道府県別合計特殊出生率、普通出生率（2006年）



(資料)厚生労働省「人口動態統計」

(注)1.合計特殊出生率とは、各年次の15~49才までの女性の年齢別出生率の合計。

2.普通出生率とは、各年次の人口千人当たりの出生数。

②海外

ワールドワイドで見た場合は、依然、人口減少より人口增加の方が問題であり、世界の人口は1950年の約25億人が現在約66億人となり、2050年には約90億人に増加すると予測されている（国際連合）。アフリカ諸国を中心に、現在も出生率が3を超える国は少なくないが、出生率自体は低下傾向にあり、いわゆる「人口爆発」の危険は薄らいでいる。

一方、先進国では出生率が2を下回る国が大半であるが、北欧諸国やフランスなどが出生率1.5を超えており、南欧諸国やドイツなどは1.5を下回っており、先進国でも「少子化」の程度に差が見られる。また、多民族国家であるアメリカは例外的に出生率2を超えており、出生率の高い移民の受け入れや風土・習慣・価値観などの違いが、出生率に影響しているものと考えられる。

なお、アジアの先進国（地域）である韓国、台湾、香港、シンガポールでは、「少子化」がわが国以上に進行しており、深刻な問題となっている。この背景には、「女性の社会進出」に対して「家族のあり方」の適応が進んでいないことなど、わが国と類似した問題があると見られる。

（2）「少子化」の原因

①未婚化・晩婚化の進行

「少子化」の主たる原因是、未婚化・晩婚化の進行であるとされている。平均初婚年齢ⁱⁱは1975年から2006年にかけて、男性が27.0才から30.0才へ、女性が24.7才から28.2才へ上昇、生涯未婚率ⁱⁱⁱは1970年から2005年にかけて、男性が1.70%から15.96%へ、女性が3.34%から7.25%へ上昇している。

未婚化・晩婚化の原因としては、まず「価値観の変化」があげられる^{iv}。わが国では、独身でいることに対する家族や社会からのプレッシャー（世間体）が、以前に比べ少なくなり、結婚を先送り・見送りし、時間や金銭的な余裕を自分自身のために使いたいとする傾向が強まっている。

また、「教育期間が長期化し、若者が社会人になる年齢が高くなってきたこと」や「女性の高学歴化・キャリア志向の高まり」、「見合いや職場結婚に代わ

ⁱⁱ 厚生労働省「人口動態統計」による。

ⁱⁱⁱ 50才時点での未婚者比率、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」による。

^{iv} 一般向けアンケートでは、67%が「価値観の変化」が原因と回答（回答は2つまでの複数選択）。経営者向けアンケートでも、「価値観の変化による晩婚化・非婚化」を「少子化」の原因とする回答が最多となった。

る、男女マッチングシステムの不在」なども、未婚化・晩婚化の原因として指摘されている。

さらに、1990年代までは年功序列制度が概ね維持されており、若年者は「若い間は収入が低くても、将来収入が増える」という期待を持てたが、近年では、非正規雇用の増大などで「将来も安定した収入が期待できない」という若年者が増えている。この結果、経済的理由で、結婚を先送り・見送りする若年者も少なくない状況となっており、未婚化・晩婚化を進行させる大きな原因となっている^v。

②夫婦の出生子ども数の減少

夫婦の完結出生児数^{vii}については、1970年代以降2002年までは2.2人前後で安定していたが、2005年には2.09人と減少し、未婚化・晩婚化と並ぶ「少子化」の原因として、「夫婦の出生子ども数の減少」が認識されるようになってきている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）では、若い世代ほど子どもを産むのが遅くなっている^{viii}ため、今後も完結出生児数はさらに減少^{viii}し、2005年生まれの女性の完結出生児数は1.69人まで低下すると、「日本の将来推計人口・中位推計（2006年12月）」で想定している。

このように、近年、夫婦から生まれる子どもの数が減少傾向にある原因としては、出産・育児にかかる経済的・精神的・肉体的な負担感が重いことがあげられる^{ix}。特に女性にとっては、出産・育児で退職した場合の機会費用^xが大きい一方で、保育サービスの利用機会が限られ、パートナーの育児協力も十分でないなど、出産・育児を決断するためのハードルが高くなっていると考えられる。

「子どもより自分の生活を優先する」といった価値観の変化も、原因の一つではある^{xi}ものの、夫婦が持ちたい理想の子ども数は減少傾向とは言え、2005

^v 従業員向けアンケートでは、未婚者の46%が「待遇改善」を希望、一般向けアンケートでは27%が「少子化、未婚化・晩婚化」の緩和策として「待遇改善」を回答（ともに2つまでの複数選択）。

^{vi} ほぼ子どもを生み終えた結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」による。

^{vii} 例えば、1965年生まれの女性が30才までに産んだ子ども数よりも、1970年生まれの女性が30才までに産んだ子ども数のほうが少ない、ということ。

^{viii} 例えば、30才時点での「産み遅れ」を産み終えるまでにキャッチアップできない、ということ。

^{ix} 従業員向けアンケートでは、理想の子ども数が持てない理由として、教育費または生活費の負担をあげる割合がともに4割超となった（3つまでの複数選択）。

^x 退職せずに仕事を続けた場合に比べた、生涯所得の減少額。

^{xi} 経営者向けアンケートでは、「少子化の原因」として「子育てよりも自分の生活を優先」を57%が選択（3つまでの複数選択）。

年でも約 2.5 人^{xii}と現実の子ども数をかなり上回っている。出産・育児にかかる負担感の重いことが、理想と現実のギャップを生んでいるものと考えられる。

(3) 少子化が及ぼす影響

社人研「日本の将来推計人口・中位推計（2006 年 12 月）」では、このまま「少子化」が続いた場合、2055 年のわが国の人口は 8,993 万人（2005 年 12,777 万人）、生産年齢人口は 4,595 万人（同 8,442 万人）、年少人口は 752 万人（同 1,759 万人）に減少、一方で高齢者人口は同 3,646 万人（同 2,576 万人）へ増加すると予測している。

「日本の人口は多すぎる」といった意見もあるが、従業員向けアンケート、一般向けアンケートともに 80%以上が「少子化について問題だと思う」と回答している様に、国民の大半は「少子化」を問題と考えていると見られる。

また、一般向けアンケートで「少子化についてのイメージ」を聞いたところ、「少子化」については 53%の人が「良いイメージはない」と答えている。そして、少子化において危惧されることとして「財政や社会保障制度が破綻しないか心配である」（68%）、「国や地方の活力が維持できない」（53%）、「子ども同士の交流機会が少なくなり、子どもの成長に影響が出る」（52%）、「過疎化する集落が増加、行政サービス維持が困難になる」（49%）、「経済が停滞・縮小する」（47%）、「介護の担い手がいなくなる」（44%）という項目が上位を占めた。

こうした「少子化の悪影響」について、以下では「（主に）経済的な悪影響」と「（主に）社会的な悪影響」とに分けて考えてみる。

①（主に）経済的な悪影響について

「少子化」による人口減少が、団塊世代や団塊ジュニア世代の「高齢化」とともに進むことから、前述の中位推計によると、2055 年には人口が 30%減った上で、現役世代 1.26 人（2005 年は 3.28 人）で 1 人の高齢者を支える格好となる。

高齢者や女性の労働参加率が高まるとしても、労働投入は大幅に減少し、資本投入も高齢化社会の深化に伴い減少する懸念が強いうえ、わが国を取り巻くアジア諸国も遠からず少子高齢化社会へと突入していくことが確実である。このような状況で、経済成長ないし 1 人当たり GDP（GNI）の成長を実現し、財政や社会保障制度を維持していくのは、甚だ不安と言わざるを得ない。

^{xii} 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」による。

さらに、BRICsやVISTAなどの新興諸国の経済拡大を背景に、エネルギーや食糧の需要が急増し、世界的な資源獲得競争が激化している。既に、漁業資源や鉱業権益などで、わが国の「買い負け」が鮮明化しつつあり、「少子化」がわが国の「経済不振・停滞」や「国際的プレゼンス低下」をもたらし、資源の安定的な確保を難しくする懸念もある。

また、政治・行政に、「将来のリスク要因を示したうえで、国を導いていく」という姿勢が見られず、短期的な弥縫策が目立つことが、国民の将来に対する漠たる不安を惹起し、「少子化」の一要因にすらなっているのではないかと考えられる^{xiii}。

②（主に）社会的な悪影響について

社会的な悪影響としては、人口減少・高齢化に伴う「国や地方の活力低下」や「過疎化の進行」が考えられる。過疎化の進む山間部では、集落としての機能が失われた、いわゆる「限界集落」化が進みつつある。地域の存続に必要な「最低限の社会インフラ（商店などの民間施設も含む）」を確保していくには、インフラ維持をあきらめる地域の選別も必要となりうる。また、生産年齢人口が大幅に減少していく中で、労働集約的な医療・介護サービスが希望者全員に行渡るかについても不安がある。

都市部でも、中小都市では、地域の存続に必要な「最低限の社会インフラ」が維持できるとは限らないほか、かつてのニュータウンなどでは高齢者の「孤立化」も懸念されている。高齢者に限らず、世帯の少人数化が進む^{xiv}ことから、世代を問わず個人の「孤立化」が問題となっていく懸念もある。

以上のほか、前述のアンケート結果にもある「子どもの成長への悪影響」や、「過疎化による治山治水上の問題」など、「少子化」による悪影響は広範囲に及ぶものと予想される。

^{xiii} 従業員向け及び一般向けアンケートでは、1/3程度が「少子化の原因」として「社会の将来に対する不安」を選択している（3つまでの複数選択）。

^{xiv} 兵庫県「人口減少社会の展望研究報告書（2005年3月）」では、県下世帯の平均人員数は2000年2.73人から2050年2.23人に減少すると推測している。

4. 「少子化対策」の現状と課題

(1) 政治・行政の取組（資料①参照）

政府の少子化政策は、1994年「エンゼルプラン」で保育サービス中心にスタートし、雇用・教育・母子相談へと広がり、社会全体で家庭や地域の子育てを支援する方向へ進んできた。2005年の「子ども・子育て応援プラン」では「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」だけでなく、「命の大切さ、家庭の役割等についての理解」や「子育ての新たな支えあいと連帶」を重点課題に取り上げている。また、昨年12月には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取り纏められており、今後具體化が進められる見込みである。

一方、兵庫県では、2005年8月に全庁的な横断組織である少子対策本部とその事務局である少子局を設置し、2006年3月に「ひょうご子ども未来プラン」を策定して「未来の親づくりへの支援」、「子どもを生み育てることへの支援」、「子どものすこやかな育ちへの支援」、「社会システムの再構築」の4分野に分けて取り組んでいる。さらに、47都道府県唯一となる具体的な数値目標（2006～2010年で出生数25万人）を掲げている。

また、神戸市でも、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005年2月に「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（神戸っ子すこやかプラン21）」を策定し、「仕事と家庭の両立支援・子育て支援」のため、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実等を図っている。

(2) 企業の取組

経営者向けアンケートで「少子化対策は企業の社会的役割に含まれる」との意見が8割を超えたように、経営者の意識も着実に変化している。

企業は、法定制度の拡充に対応するだけでなく、企業理念にもとづいたCSRやダイバーシティ（多様性）の観点から、そして「企業ブランドの向上」や「従業員のモチベーションアップ」を目的に、各々の事情に応じて、「少子化対策」に取り組みつつある。具体的には、「出産・育児にかかる経済的支援」、「法定以上または企業独自の休暇制度（育児、看護など）」、「短時間勤務や在宅勤務など就労条件の多様化」、「出産・育児のために退職した従業員の再雇用制度」、「企業内保育所・託児所の設置」など多岐に亘る施策が行なわれている。

また、中小企業では、制度の有無に関わりなく、勤務時間の設定や休暇取得などに極めて柔軟な対応をしているケースがあり、経営トップの理解が前提となるが、大企業よりも「家庭と仕事の両立」が実現し易い面がある。

(3) 地域社会やNPOの取組（資料①参照）

政治・行政、企業の子育て支援サービスでは対応できないニーズに対し、地域社会やNPOが行う支援サービスが増えており、政治・行政からも公共サービスの一翼を担ってもらおうと、その活動を応援する動きが出てきている。

兵庫県では、震災復興の取組の中で、1999年に「被災地CB離陸応援事業」が「地域の課題をビジネス手法を通じて解決する取組み」（コミュニティ・ビジネス：CB）として開始され、その後「生きがいしごと」として一般施策化されている。NPOやCBには、個性的な保育サービスの提供や家事・育児の代行、親子交流の場の開催など、柔軟な事業を展開している団体が少なくない。今後は、子育て支援事業だけでなく「家事・育児と両立しやすい新たな働き方の創出」や「フリーターやニートの就業能力向上」などの面でも、NPOやCBの「力」が期待されている。

(4) 少子化対策の評価と問題点

上述の通り、政治・行政を中心として多岐に亘る施策が講じられてきたものの、合計特殊出生率の低下傾向は続いている、「少子化対策」の効果は限られたものだったと言わざるを得ない。また、企業でも、育児休業などの制度整備は相応に進んでいるものの、実際に制度が利用されることはあるが、折角の制度も「少子化対策」としての実効があがっていない。

実効ある「少子化対策」が実現していない根本の原因是、「『少子化』を放置した場合の20年後、30年後の社会や生活の姿を、殆どの国民は実感を持ってイメージすることができないこと」にあると考えられる。このことが、「目先の問題を優先しがちな政治・行政の姿勢」や「子育て支援が大切であるという職場風土・国民意識の欠如」につながっている。

従って、「少子化に対する危機感」を社会全体で共有し、「少子化対策が最優先の社会的課題である」ことについての国民的コンセンサスを形成するため、政治や行政、企業、NPO、さらにはメディアなどが協力して取り組んでいくことが喫緊の課題となる。

その上で、行政や企業といった各主体が、経済的支援・（人員を含めた）施設整備といった施策については大胆に、意識啓発といった施策については地道に取り組んでいくことが求められる。主体別の主要な問題点は以下の通りと考えられる。

なお、「少子化対策」に「必勝法」はなく、対策の効果を計測することも簡単ではない。「出生率（出生数）が改善するまで、腰を据えて取り組む」姿勢が大切と考えられる。

【政治・行政】

- ① 政治・行政は、「このまま少子化が進行した場合、国民生活はどうなるのか」を経済・地域コミュニティ・社会インフラなど多面的な視点から複合的に研究・描写し、「どのような社会を目指すべきか」及び「そのためにどのような対策が必要か」を国民に訴えることを十分に出来ていない。また、「将来も含めた少子化対策」にコミットメントし、国民にコミットメントを信頼してもらおうとする姿勢も弱い。
- ② 児童手当や多子世帯への税制優遇、乳幼児医療・教育・保育への公的支出など「子育て世帯への経済的支援」が十分ではない。
- ③ 保育・医療等のサービスを希望者全員が受けられる体制が未だ整っていない。
- ④ タテ割り行政の弊害から、利用者や地域の視点に立った少子化対策になっていない。
- ⑤ 「個人の自由」の十分な尊重が前提ではあるが、教育や広報等を通じた「結婚や子育ての素晴しさ・意義」の啓発が不十分である。

【企業】

- ① 「『少子化』が労働力減少や地域の社会インフラ・ネットワークの崩壊・弱体化などを通じて、企業活動の存立基盤を脅かす」ことを認識し、「子育て支援」や「多様性尊重」は企業にとって必要な経営・人事戦略として積極的に取り組むべき施策であり、掛かる費用は「コスト」ではなく「投資」であると捉える姿勢が企業に十分浸透していない。
- ② トップの理解・リーダーシップ不足もあって、多様な働き方・キャリアの選択や色々な「子育て」のあり方を支援する制度の整備が十分でないうえ、育児休業などの制度が利用し易い職場風土・意識の形成が進んでいない企業が多い。
- ③ 若年者・非正規労働者の処遇改善・時間外勤務削減などを通じた、「結婚の先送り・見送り」緩和につながりうる「若者の経済力向上」や「男女の出会いの機会拡大」などが十分に図られていない。

【地域社会・NPO】

- ① 地域・NPOによる「子育て支援」活動は、そのネットワーク・裾野が狭く、財務基盤も弱体であり、活動の規模・継続可能性の向上が必要である。

- ② 「コミュニティ・ビジネス」育成による職住近接した「働く場」の創出、「子育てに優しく、子育てし易い街づくり」などが進んでいない。

(5) 欧州諸国の取組、国内企業の先進事例から示唆されること

欧州諸国では、「少子化対策」に思い切った予算配分を行った結果、合計特種出生率が上昇に転じた国が少なくない。思い切った「少子化対策」が可能な背景には、「少子化対策の重要性」や「子育てのあり方」についての国民的コンセンサスがあるものと考えられる。

具体的な施策については、歴史・社会・文化などの背景が異なるわが国へ適用するには工夫が必要であるが、わが国でも、国民的コンセンサス形成に取り組み、「少子化対策」への大胆な予算配分を図るべきであろう^{xv}。

表 欧州諸国の少子化対策

(単位: %)				
	特徴的な施策	出生率	財政支援	国民負担率
フランス	出生率上昇を国家目標として明記 手厚い現金給付(家族手当、企業拠出金) 経済的支援に加え保育サービス等の両立支援を強化 多子世帯への税制優遇(N分N乗方式)	2.00	3.02	65.9
ドイツ	伝統的に国は出生率には介入しないスタンス(西独) で両立支援策に遅れがみられたが、近年保育サービス、 育児休業制度の充実を強化	1.34	2.01	56.2
イタリア	欧州の中では最も出生率の低い国 伝統的家族観が強く少子化対策は遅れていたが、 近年出生率上昇を目指すなど対策強化に着手	1.35	1.30	62.2
スウェーデン	高い国民負担率と手厚い家族給付、両立支援策 長時間労働者が少ない 90年のバブル崩壊後一時的に出生率は低下するも 2000年ころより回復、婚外子の比率が高い	1.85	3.54	70.2
日本		1.32	0.75	43.2

(資料)平成19年版少子化社会白書、「日本の未来は本当に大丈夫か」(社)経済同友会

(注)1.出生率はドイツ(2005年)を除き2006年の合計特種出生率

2.財政支援は家族関係社会支出の対GDP比(2003年)

3.国民負担率は潜在的国民負担率=(租税負担+社会保障負担+財政赤字)/国民所得

(日本2007年度、その他2004年)

一方、企業でも、「制度の社内周知」や「職場風土・意識の改革」に取り組み、各種の「子育て支援制度」が頻繁に利用されて実効を挙げているケースがある。

兵庫県下の企業について見ると、㈱アシックスでは「スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献する」という創業理念にもとづき、創業理念および企業の社会的責務と整合がとれた「少子化対策」を、許容可能なコストの範囲内において積極的に推進しており、特に「子育て支援制度」の社内周知に努力している。

^{xv} 経営者向け、従業員向け、一般向けともに、アンケートでは「少子化対策」の「拡充」ないし「大幅拡充」が必要とする意見が大半を占めた。

また、P&G・ジャパン㈱では、「ダイバーシティはビジネス成功の礎」と位置づけ、ダイバーシティ・マネジメントの一環として「勤務時間・就労形態の柔軟性」を中心とした「家庭と仕事の両立支援制度」の充実に注力している。同社では、「制度を利用して当たり前」といった職場風土・意識が根付いており、多くの社員が育児や自己啓発などのために制度を利用している。

このように一部の企業では、既に優れた「少子化対策」への取組が行なわれており、こうした先進的な事例を参考としつつ、多くの企業が、実効性ある「少子化対策」を実施していくことが望まれよう。

表 国内企業の「少子化対策」先進事例

<経済的な支援>

企業名	各種支給制度
(株)大和証券グループ 本社	第3子以降に出生祝い金1人当たり200万円支給 従来の健保組合からの祝い金55万円に上乗せ
ソフトバンク(株)	出産祝い金が第3子100万円、第4子300万円、第5子以降500万円

<仕事と家庭の両立支援>

企業名	主要な取組・行動計画	各種制度
オムロン(株) (多様性尊重)	①仕事と家庭の両立を支援する制度・仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休職制度:1歳の3月末まで。最長で2歳の3月末まで。 ・育児短時間勤務制度:小学校入学まで。最長で小学校3年生終了まで。 ・不妊治療関連:不妊治療のための休暇、休職制度の導入 ・企業内保育所設置:京阪奈研究開発拠点(2006年度)、本社ビル隣の別館内(2007年度) ・ダイバーシティ(多様性)マネジメント ・女性社員の積極的育成 ・働き続けられる環境の整備
(株)アシックス (次世代育成の推進)	①職業生活と家庭生活の両立支援のための雇用環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・女性社員から妊娠の報告があれば、すぐに入事部に出向いてサポート制度を説明するシステム。 ・法定の育児休業期間に加え、馴らし保育期間1ヶ月の育児休業を認めているほか、育児休業のうち3日間にについては有給にしている。 ・「子どもの看護のための休暇」を制度化。積み立て休暇(2年間未消化で法的には消滅した有給を積み立てたもの)の範囲内で年間10日まで取得可能。
	②多様な労働条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・年間4~5日の有給取得を予め計画しておく「計画有給休暇制度」 ・夏休みや正月休みに有給をくっつけて長く休んでもらおうとする「年次有給休暇促進月間」 ・年間2日のメモリアル休暇制度。
	③その他の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア休暇」(年間3日で有給) ・「子ども参観日」(2005年~)
P&Gジャパン(株) (多様性尊重)	①ダイバーシティ(各個人及び組織が、個々人が持つ多様な違いを互いに理解し、認め、受け入れた上で、互いに足りない部分を補い合う姿勢を持つ)を経営戦略と位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間・就労形態の柔軟性 ・育児休業:満2歳まで。 ・在宅勤務:生産性が下がらないという条件付きで週2日まで。
	②NPO法人「仕事と子育て」カウンセリングセンターの全面支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性自身とそのパートナーが、「自分の価値観を確認し、働き方と子育てについての選択肢を理解すること」、「主体的に選択し、自分の「ビジョン」をもつこと」、「選択した8仕事と子育てへの環境づくりと気持ちの準備をすること」を支援。

(資料)各社HP等をもとに作成

5. 提言

神戸経済同友会は、「少子化に関するアンケート」の結果も踏まえ、政治・行政（国・地方自治体）、企業、地域社会・NPOに対して、以下の通り「少子化対策」に取り組むことを提言する。

(1) 政治・行政に対する提言

① <将来ビジョンと国民への約束>

政治・行政は、将来ビジョンを明確にした上で、最重要の政策テーマとして「少子化対策」への取組方針を国民に訴え、継続的に取り組むことを国民に約束する。また、取組にあたっては、政治がリーダーシップを発揮し、タテ割り行政の弊害を排する。

② <経済的な育児支援の大幅拡充>

児童手当増額、税額控除と負の所得税の組み合わせ、乳幼児医療・教育・保育費などへの公的支出拡大により、子育て世帯の経済的負担を大幅に軽減する。この際、「子育て世帯への経済的支援」と「年金」や「生活保護」、「最低賃金」との関係を、「子育て支援」と「文化的な生活の保障」、「勤労意欲の確保」をバランスさせる観点で再設計することが望まれる。

③ <保育サービスの拡充>

夜間・休日や病児も含めた保育サービスを希望者全員が利用できるようにする。また、学童保育サービスや産科・小児科施設を拡充・整備する。

④ <企業が行なう「少子化対策」の促進>

育児休業等の企業が行なう「子育て支援制度」について法定基準を拡充、併せて、企業の「子育て支援制度の導入・利用状況（数字に拘らず実態で評価）」や「地域社会・NPO等への支援状況」を評価し、評価に応じて行政が物品・サービスの調達や公的融資、税制などで企業を優遇したり、優秀企業を表彰・広報したりする制度・施策を拡充・強化導入する。

⑤ <「少子化対策」の進捗管理>

進捗管理方法については、最終目標（出生率、出生数の向上）に至る中間段階の指標（各種制度の導入率・利用率など）について、具体的目標値を定めて進捗を管理し、PDCAサイクルを回していく。

(2) 企業に対する提言

企業は、個々の企業の経済的事情の許す範囲内において、積極的に以下の対策に取り組む。

① <全企業が「行動計画」を策定>

全企業が次世代育成支援対策推進法の「一般事業主行動計画」を策定するとともに、企業の「少子化対策」への取組姿勢・考え方を従業員に説明・周知する。

② <多様な就労・雇用環境の整備>

育児休業、短時間勤務等の「子育て支援制度」については、法定水準以上の制度を整備し、育児休業期間中の人事評価方法見直しや育児休業者への社内情報提供・復職支援プログラム提供なども実施する。また、短時間正社員制度や短時間（半日等）休暇、在宅勤務、出産・育児を契機とした退職者の再雇用制度など、子育てのライフステージに合せた多様な就労・雇用環境を整備する。

③ <経済的な育児支援の拡充>

既存の福利厚生制度を組み替えて多子世帯への支援を手厚くすることも含め、育児休業時の所得保障率上乗せや、多子手当の支給、保育費用支援などの制度を導入する。事業所内託児所等についても、複数企業による共同施設も含め、積極的に設置を検討する。

④ <「子育て支援制度」の利用促進>

子育て支援制度が実際に使用されるよう、社内で従業員からの相談にワンストップで応じる担当者を任命、併せて、制度の社内周知及び経営者・管理職・従業員の意識改革に繰り返し取り組み、制度が実際に利用されるものとする。

⑤ <若年・非正規社員の処遇改善>

若年・非正規社員の処遇改善、正社員等の長時間労働是正に取り組む。

⑥ <地域社会・NPOとの協働など>

「地域社会、NPO、コミュニティ・ビジネス等への支援・協力」、「『地域の子育てし易さ』を考慮した拠点立地の選定」、「『子育て支援状況』を考慮した調達・アウトソース先の選定」、「複数企業にまたがる従業員間の子育て支援・交流ネットワーク形成支援」等についても検討する。

(3) 地域社会・NPOに対する提言

① <地域における「子育て支援活動」の拡充>

「子育てサポート拠点」や「集いの場や子育てSNS^{xvi}など、人的交流拠点・ネットワーク」などの施設・活動を、行政と連携・協力しつつ、より多くの地域住民・企業の参加・協力を得て、より広がりのある継続可能性の高い取組とし、全ての「子育て世帯」が希望する「時間外・一時保育」や「子育てに関するアドバイス・情報提供」などのサービスを受けられるようにする。

② <コミュニティ・ビジネスの育成>

子育て世帯へのきめ細かなサービスを行うコミュニティ・ビジネスを育成するとともに、ニートなどの若年無業者や子育て中の男女が働くことのできる「職住近接の職場」としても、コミュニティ・ビジネスを位置づける。

③ <住民一人ひとりの子育て支援>

子育てに優しい街づくり、子育てし易い街づくり、子どもにとって安全な街づくりを、ハードだけでなく地域住民一人ひとりの参加によって実現する。また、こうした取組を通じて、「結婚」や「子育て」、「家族」の素晴しさ・意義を若者に伝えていく。

^{xvi} 新たな友人関係を広げることを目的に、参加者が互いに友人を紹介し合い、友人の関係、個人の興味・嗜好等を登録していくコミュニティ型のウェブサイト（総務省 HP より）

6. 神戸経済同友会の取組方針

- ① 神戸経済同友会に、「少子化問題」に関する委員会を設置し、「少子化対策」などについて議論・研究を行なう。
- ② 兵庫県と神戸大学が進めている「少子化問題研究部会」（注）に参画し、産官学による「少子化対策」の共同研究に取り組む。

(注) 兵庫県と神戸大学経済経営研究所による「少子化問題」の共同研究プロジェクト。期間は2006年11月～2009年11月で、「少子化・高齢化の今後の見通し」や「政労使等各方面から見た両立支援の問題点、効果的な対策やメリット」などについて研究・提言の予定。

なお、共同研究の内容・目的は以下の通りである。

- ◇ 少子化が進行した場合の、地域の姿を、企業活動の基盤である社会インフラの維持可能性も含め、多面的・複合的に研究・提示する。
- ◇ 「人口減少・高齢化社会における地域経営」という観点から、県内の地域レベルでの「少子化対策」についても議論を行なう。
- ◇ 企業の「少子化対策」を促進するための仕掛け（企業の「少子化対策」への取組度合を点数化して、入札・税制等でインセンティブを付与する制度など）も含め、効果的な「少子化対策」を実証研究・提案する。
- ◇ 少子化対策に取り組むうえで、どのような数値目標を設定し、どのような体制でPDCAサイクルを回していくべきかについて、研究・提案する。
- ◇ 企業やNPO等の先進事例・好事例をDB化し、企業・NPO等への紹介・普及に努める。
- ◇ 最終的には、「少子化対策」における産官学の役割分担も含め、全国の範となるような「先進的な少子化対策（兵庫・神戸モデル）」を取り纏める。
- ◇ 神戸経済同友会では、共同研究の成果を会員企業に紹介・提案していく。

おわりに

今回の提言には3つのポイントがあります。

まず1つは、少子化対策は、企業が取り組むべき狭義の社会的役割であると言ったことです。

企業の発展は、その企業が属している社会と人々の発展・繁栄なくしては考えられません。また少子化は、職場・待遇といった労働環境と深く関わる課題でもあり、企業が少子化対策に直接対処できることが大きな理由です。

そして、少子化対策は、結果として、企業の生産性向上、優秀な労働力の確保など、企業競争力の向上に繋げられることも理由であります。

2つ目のポイントは、神戸経済同友会および会員企業（会員事業場）は、この活動に積極的に取り組み、自らも範を示すと明言した事です。

既に神戸では、企業内保育所の設置や、各種休暇制度の積極的活用、正規社員雇用の拡大などに実績のある企業が多くあります。

もちろん、全企業が同様の制度を導入できる訳ではありません。企業規模や体质、会社の置かれている状況により、出来ることにばらつきはじるでしょうが、しかし各企業とも出来る範囲で取り組んで行く、その意志と方向性は合意・確認したということです。

取り組みにあたり、企業だけでは、具体的にどんな方策が適切なのか判断に惑うこともあります。既に実施されている国や兵庫県、神戸市の施策とどう関連付ければよいか、共同してもっと効果的な施策はできないか、なども議論する必要があるでしょう。対策に掛かるコストをどう軽減するか、インセンティブをどう付けていくかも重要です。

こういった様々な問題解決のために参画するのが産官学の共同研究機構で、これが3つ目のポイントです。

産官学が智恵を絞り、行政と企業と地域が協力して、地域に根ざした施設整備や、制度整備を行い、その活用を敷衍させること、すなわち「兵庫・神戸モデル」を確立し定着させていかねばなりません。

本提言を初端として、兵庫・神戸における少子化対策が大きなうねりとなるように腐心して参ります。

最後になりましたが、本提言作成にあたり多大なご指導を頂いた神戸大学経済経営研究所後藤教授をはじめとする学識者のみな様、事例をご紹介いただいた先進企業のみな様、代表幹事をはじめとする神戸経済同友会の会員のみな様方に厚く厚く御礼を申し上げます。

平成19年度提言特別委員会

委員長 森井 章二

副委員長 中内 仁

【付属資料集】

資料① 「少子化に関するアンケート」調査結果概要	24～42 頁
資料② 関西企業の C S R 先進事例	43 頁
資料③ 政治・行政、企業、地域社会・N P O の「少子化対策」取組事例	44～45 頁
資料④ 都道府県別合計特殊出生率推移	46 頁
資料⑤ 都道府県別合計普通出生率推移	47 頁
資料⑥ 都道府県別平均初婚年齢推移	48～49 頁
資料⑦ 都道府県別生涯未婚率推移	50～51 頁
資料⑧ 都道府県別人口増減率推移	52 頁
資料⑨ 都道府県別（人口）自然増加率推移	53 頁
資料⑩ 都道府県別人口構成推移	54 頁
資料⑪ 都道府県別将来人口推計	55 頁
資料⑫ 諸外国の合計特殊出生率推移	56 頁

資料① 「少子化に関するアンケート」調査結果概要

1. 調査の目的

現在のような少子化が続けば、日本の人口は 2055 年に 9,000 万人を割り込むと予想されています(国立社会保障・人口問題研究所、「日本の将来推計人口・中位推計」2006/12 月)。「子どもをつくるか、つくらないか」は個人の自由ではありますが、神戸経済同友会では、一人でも多くの人に「子どもが欲しい」と思ってもらい、「子どもをつくろう」と決断してもらえばと願っております。

本アンケートは、国や自治体、企業などが「なにをすれば良いのか」を調査・研究するための基礎資料として、兵庫県下の皆様が「少子化の原因や対策についてどんな意見・意識をお持ちかを」をお聞きしたものです。

2. 調査の対象

(1) 経営者向けアンケート

神戸経済同友会及び日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会の会員
約 1,600 名（両会の会員合計から重複する会員数を控除）

(2) 従業員向けアンケート

経営者向けアンケートの対象者が属する企業の従業員で、年齢は 15~44 才、
1 企業当たり最大 10 名まで、性別・年齢が偏らないよう各企業に依頼
約 10,000~12,000 名（従業員 10 名未満の企業が多く概算）

(3) 一般向けアンケート

楽天リサーチ株式会社の登録モニターで兵庫県在住者
1,008 名
男女別、年齢別の割り振りは以下の通り

20~24 才男性 63 名、25~29 才男性 63 名、30~34 才男性 63 名、
35~39 才男性 63 名、40~44 才男性 63 名、45~49 才男性 63 名、
50~54 才男性 63 名、55~79 才男性 63 名
20~24 才女性 63 名、25~29 才女性 63 名、30~34 才女性 63 名、
35~39 才女性 63 名、40~44 才女性 63 名、45~49 才女性 63 名、
50~54 才女性 63 名、55~79 才女性 63 名

3. 調査の期間

(1) 経営者向けアンケート

2007年10～11月

(2) 従業員向けアンケート

2007年10～11月

(3) 一般向けネットアンケート

2007年10月

4. 調査の方法

(1) 経営者向けアンケート

神戸経済同友会の会員については、アンケート用紙の配布・回収とも郵送で実施、日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会の会員については、各地の青年会議所経由でアンケート用紙を配布し、郵送で回収

(2) 従業員向けアンケート

従業員向けアンケート用紙の配布・回収は、経営者向けアンケート用紙に同封し、(1)の対象者を経由する格好で実施

(3) 一般向けネットアンケート

楽天リサーチ株式会社によるネット調査

5. 回答数

(1) 経営者向けアンケート

223名（回収率 14%程度）

(2) 従業員向けアンケート

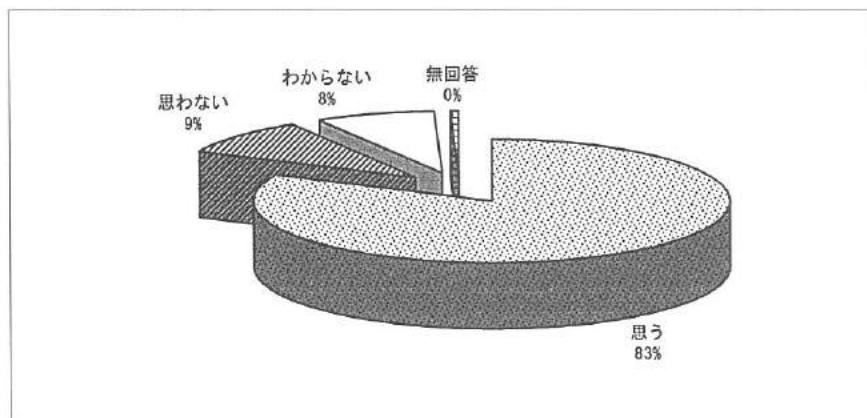
1,769名（回収率 15%～18%程度）

(3) 一般向けネットアンケート

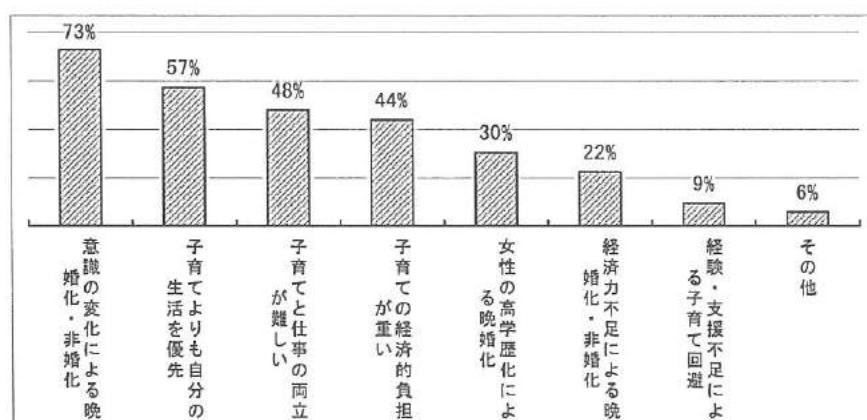
1,008名（性別・年代別の割振り数に達した時点で調査を終了）

経営者向けアンケート集計結果 [回答者数 223名]

Q1 企業にも「社会的な課題の解決への貢献」が求められるようになってきていますが、「少子化対策」は企業の社会的役割に含まれると思いますか。

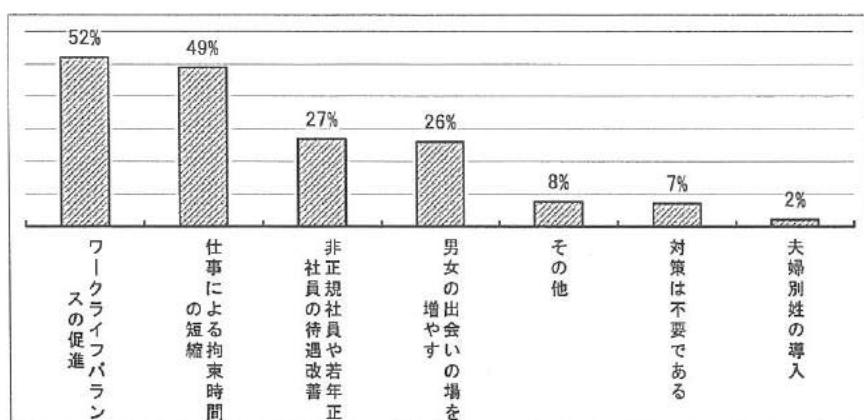


Q2 「少子化」は何が原因だと考えますか。【複数回答：3つまで】

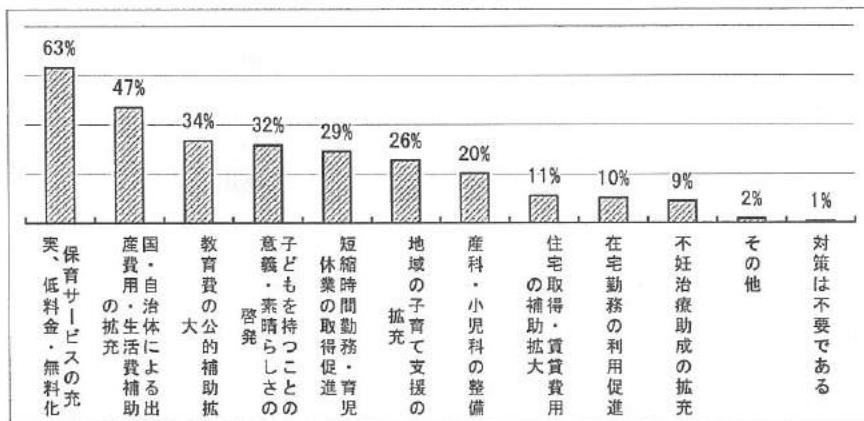


Q3 「少子化対策」には何が効果的だと考えますか。

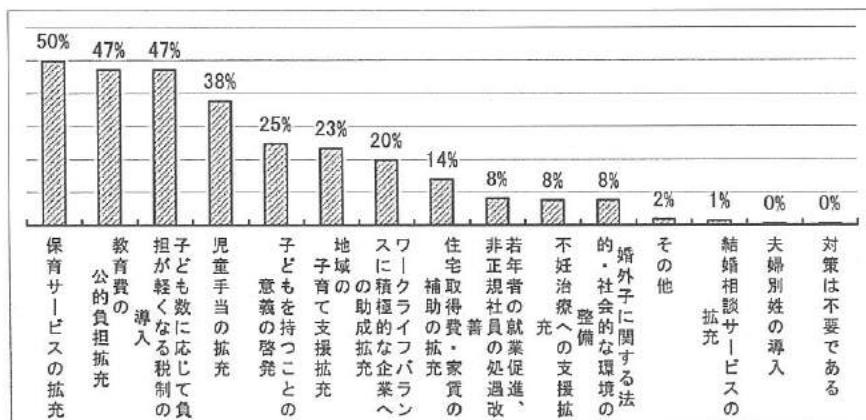
Q3-1 「晚婚化・非婚化を緩和する」対策について、効果的なものを選んでください。
【複数回答：2つまで】



Q 3-2 「夫婦が持つ子どもの数を増やす」対策について、効果的なものを選んでください。
【複数回答：3つまで】

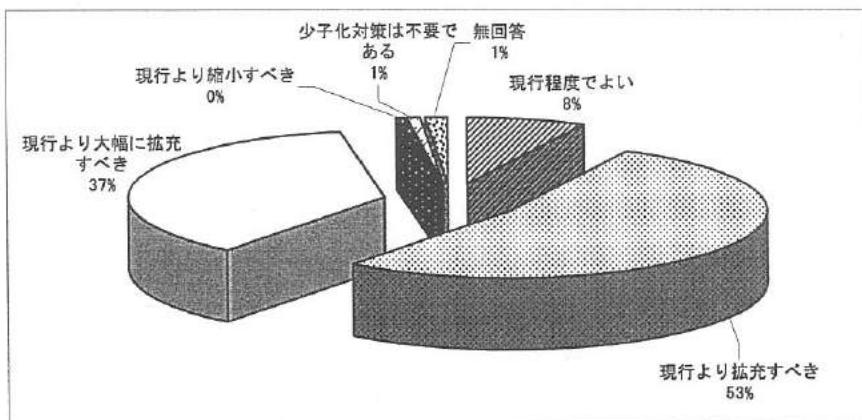


Q 4 国・自治体が今後拡充すべき少子化対策は何だと考えますか。【複数回答：3つまで】

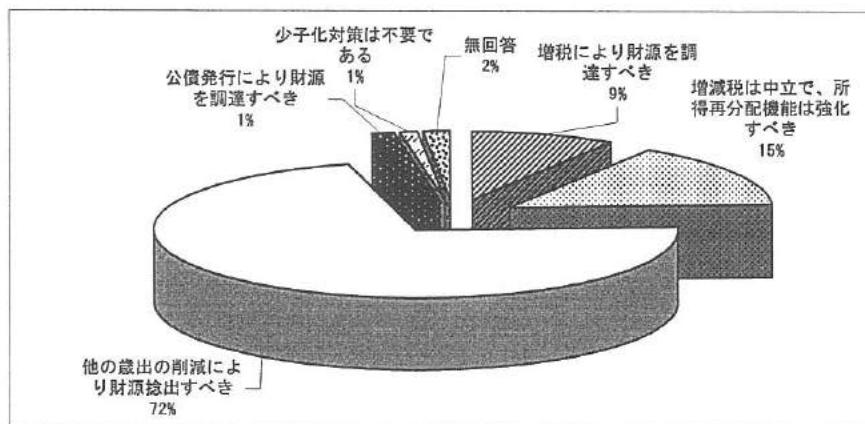


Q 5 国・自治体が行なう少子化対策の規模と財源について、どう考えますか。

Q 5-1 規模について、どれが一番適切と思われますか。



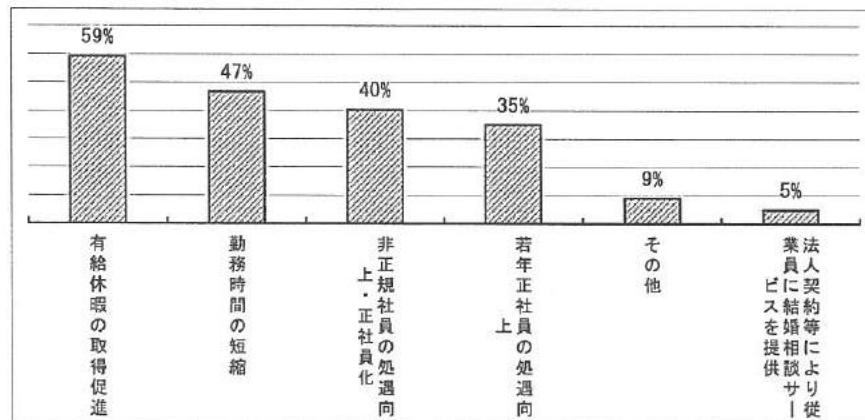
Q 5-2 財源について、どれが一番適切と思われますか。



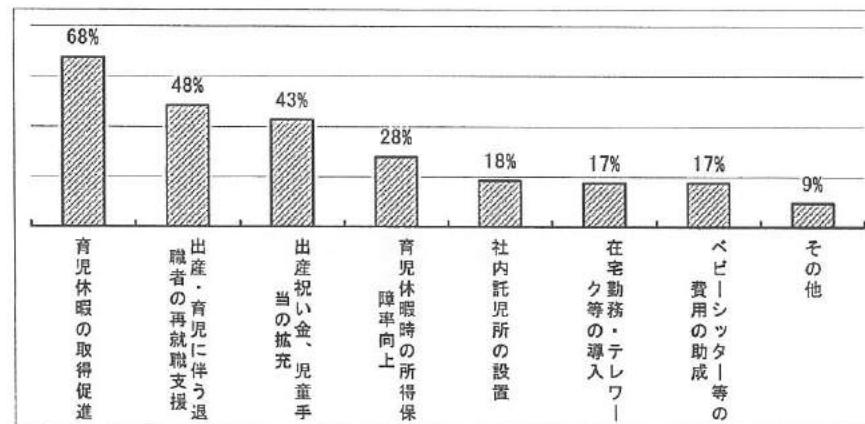
Q 6 貴社は少子化対策として、どんな取り組みを行なっていますか。

Q 7 貴社は少子化対策として、どんな取り組みを予定・検討していますか。

Q 6-1、7-1 「晚婚化・非婚化を緩和する」ための対策について、該当するものを選んでください。
【複数回答：すべて】…片方ないし両方の設問で選択された項目をカウント

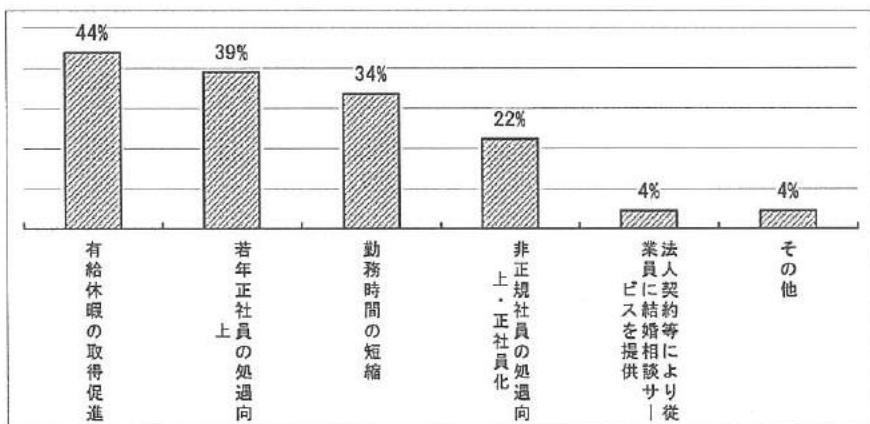


Q 6-2、Q 7-2 「夫婦が持つ子ど�数を増やす」ための対策について該当するものを選んで下さい。
【複数回答：すべて】…片方ないし両方の設問で選択された項目をカウント

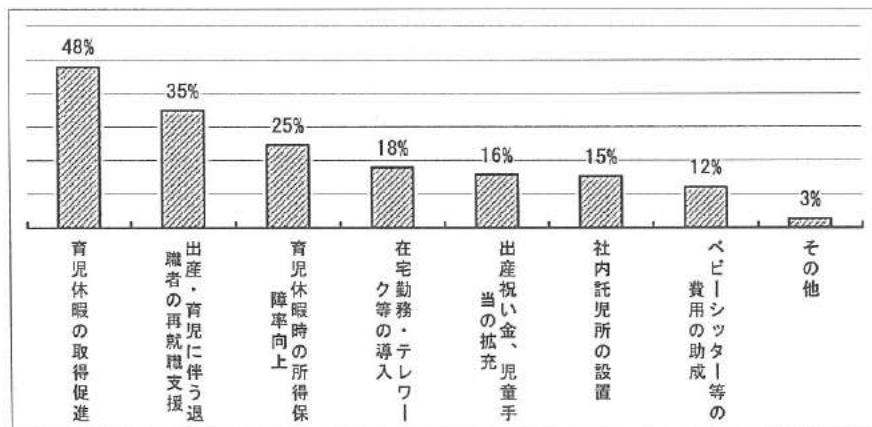


Q 8 貴社では、どんな少子化対策が効果的とお考えですか。

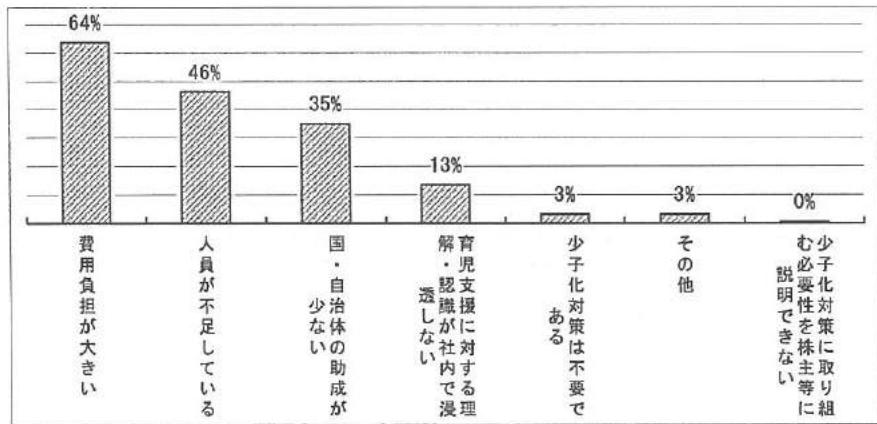
Q 8-1 「晩婚化・非婚化を緩和する」ための対策について、効果的なものを選んでください。
【複数回答：2つまで】



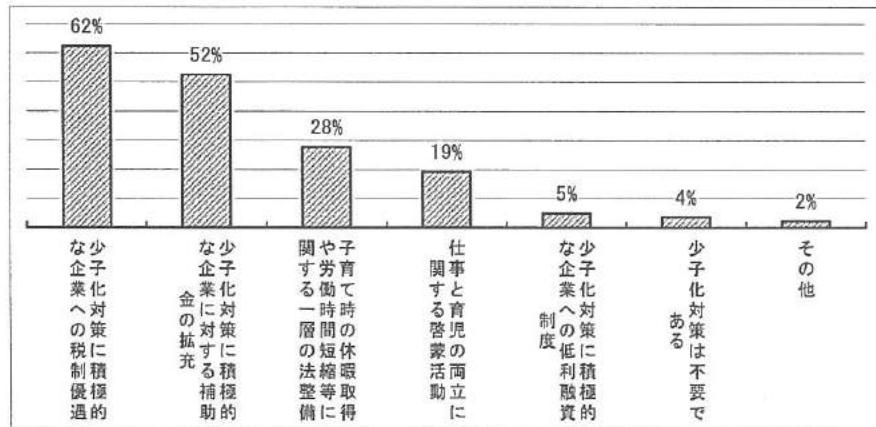
Q 8-2 「夫婦が持つ子どもの数を増やす」対策について、効果的なものを選んでください。
【複数回答：2つまで】



Q 9 貴社が少子化対策に取り組む上での障害は何ですか。 【複数回答：2つまで】

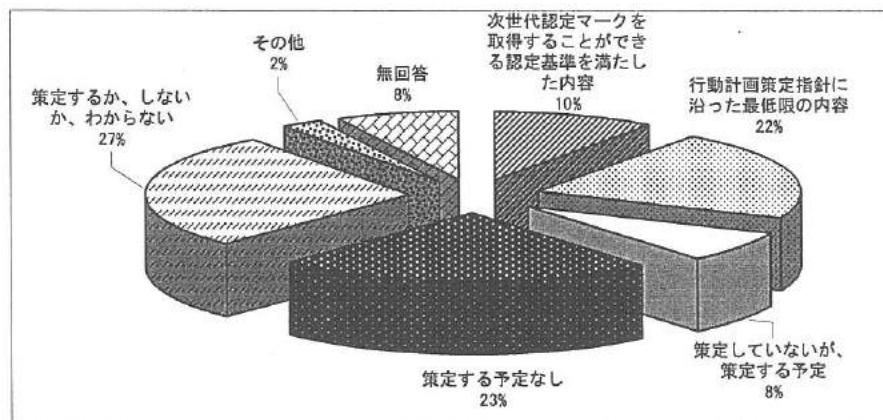


Q 10 貴社が少子化対策に取り組む上で、国・自治体に望む施策は何ですか。【複数回答：2つまで】

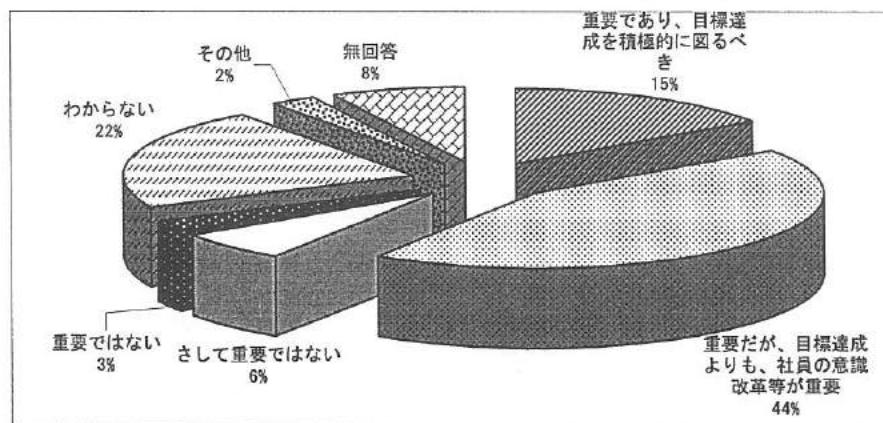


Q 11 次世代育成支援対策推進法について、どう対応されていますか。

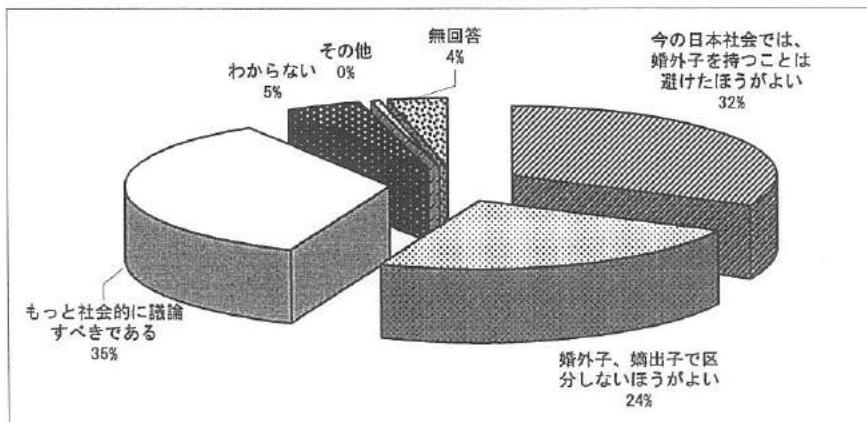
Q 11-1 策定した行動計画のレベルについて、一番近いものを選んでください。



Q 11-2 行動計画の意義について、一番考えに近いものを選んでください。

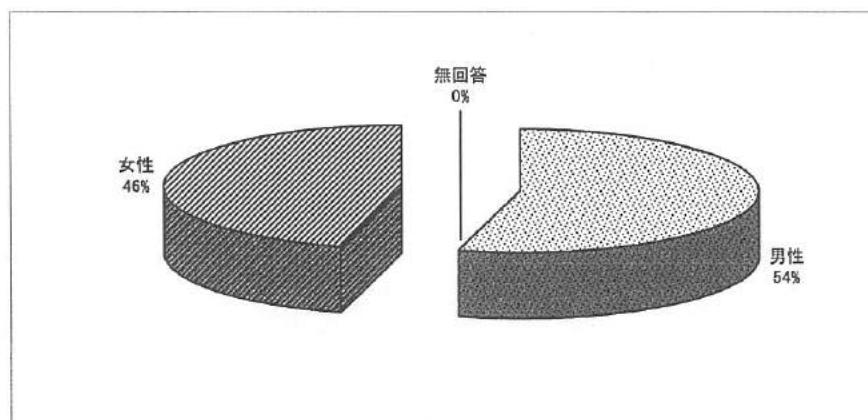


Q 12 ヨーロッパでは、生まれてくる子どもの約半分がいわゆる「婚外子」となっている国もあります。「婚外子」について、どう思われますか。

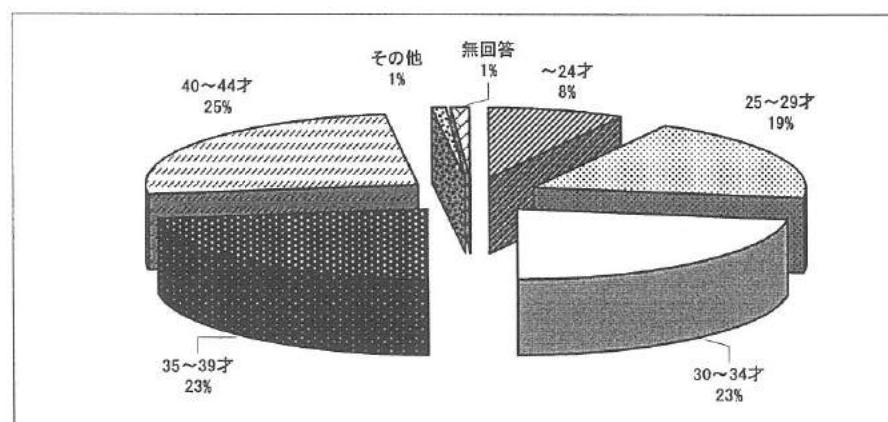


従業員向けアンケート集計結果 [回答者数 1,769名]

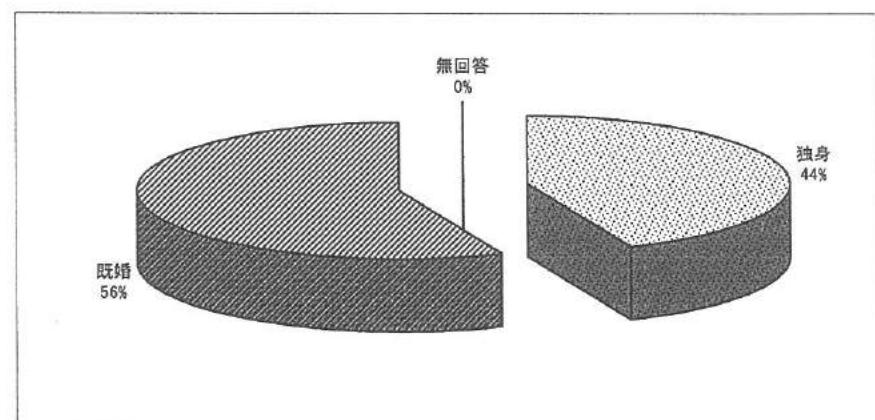
属性1 あなたは、男性ですか、それとも女性ですか。



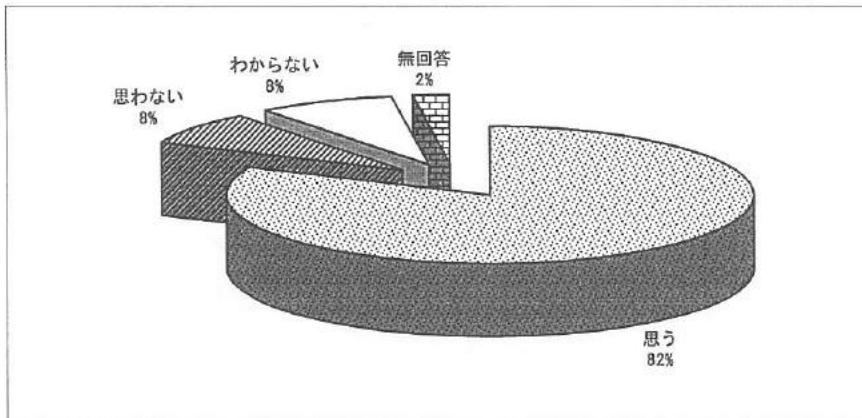
属性2 あなたの年齢は、次のどの年代に該当しますか。



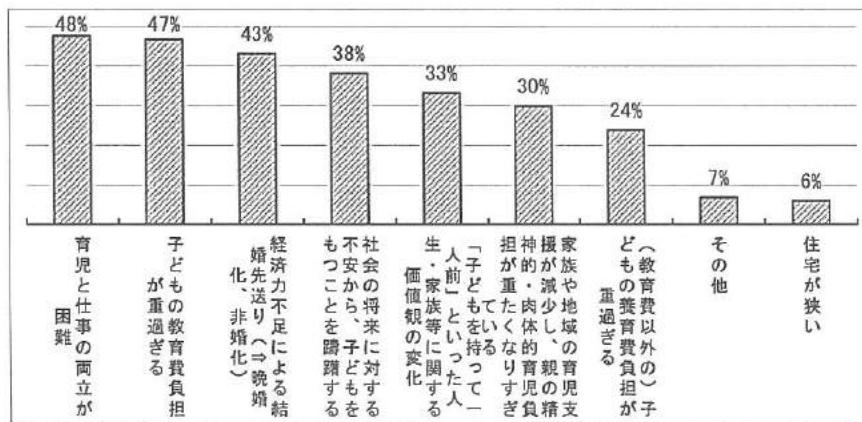
属性3 あなたは、独身ですか、既婚者ですか。



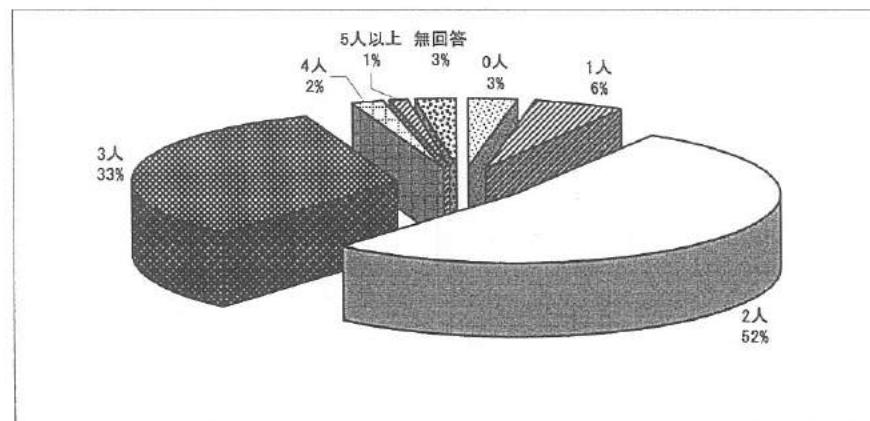
Q 1 あなたは「少子化」が問題だと思いますか。



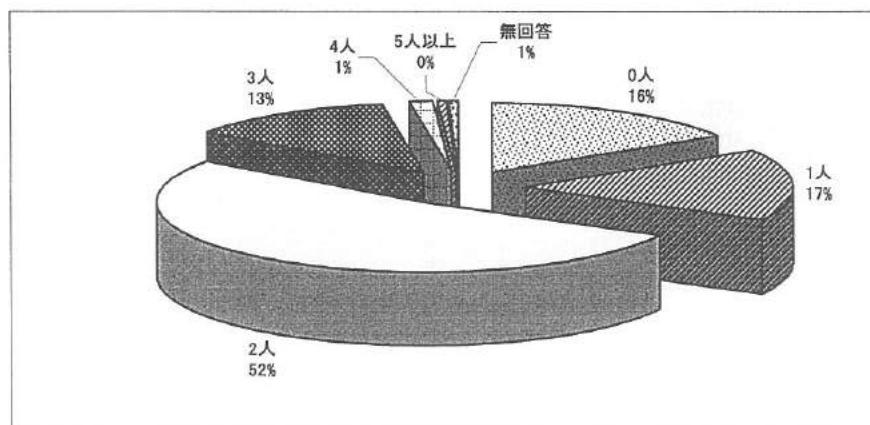
Q 2 少子化の原因は何だと思いますか。【複数回答：3つまで】



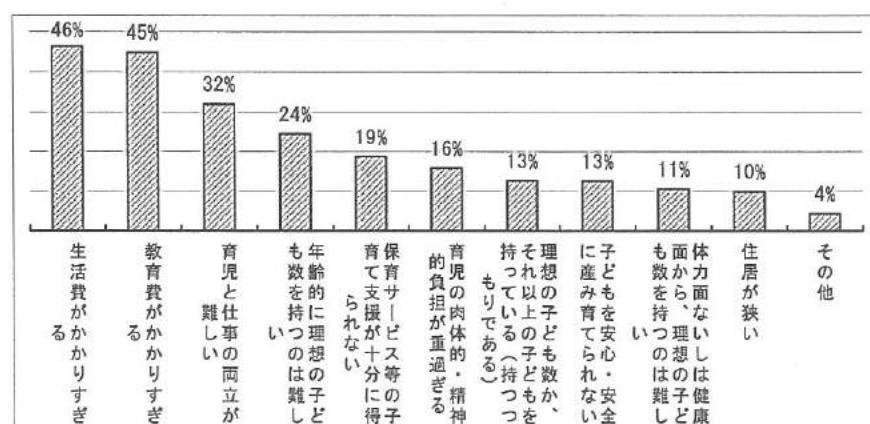
Q 3 あなたの理想の子ど�数は何人ですか。



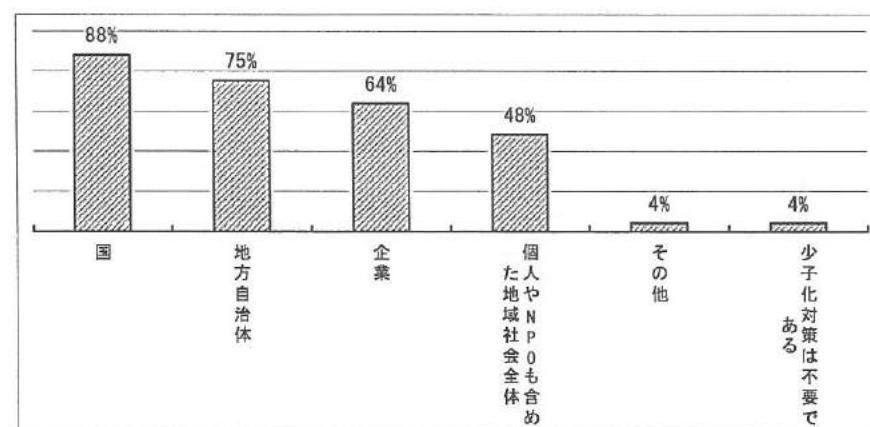
Q 4、5 あなたが現在持っている子ども数とあなたが今後つくる予定の子ども数の合計人数。
(Q 4で現在持っている子ども数を、Q 5で今後つくる予定の子ども数を質問)



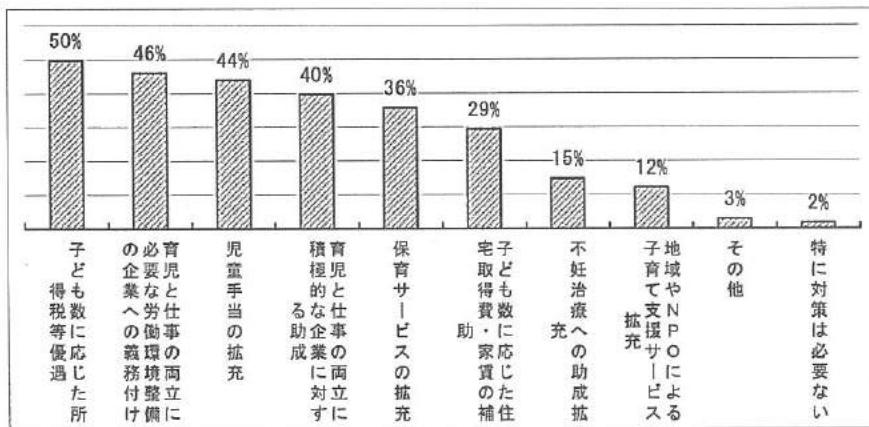
Q 6 理想の子ども数より実際に持てそうな子ども数（現在持っている子ども数と今後つくる予定の子ども数の合計）が少ない原因は何ですか。【複数回答：3つまで】



Q 7 少子化対策に取り組む責任は誰にあると思いますか。【複数回答：すべて】

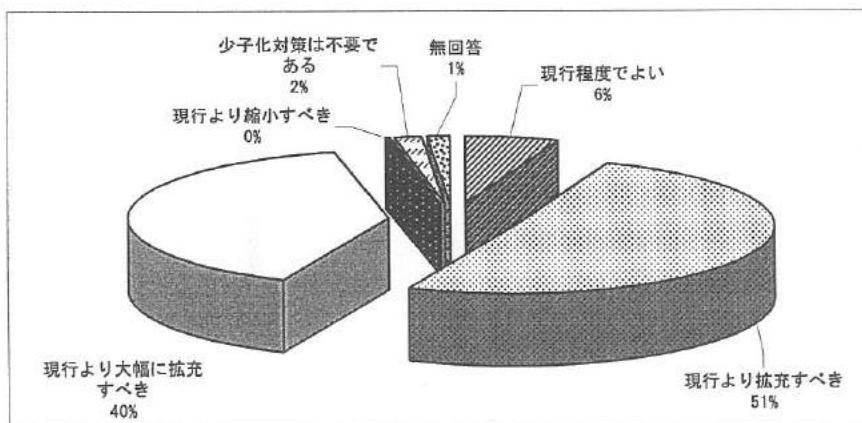


Q 8 理想の子ども数を持つために、国・自治体に実施して欲しい対策は何ですか。
【複数回答：3つまで】

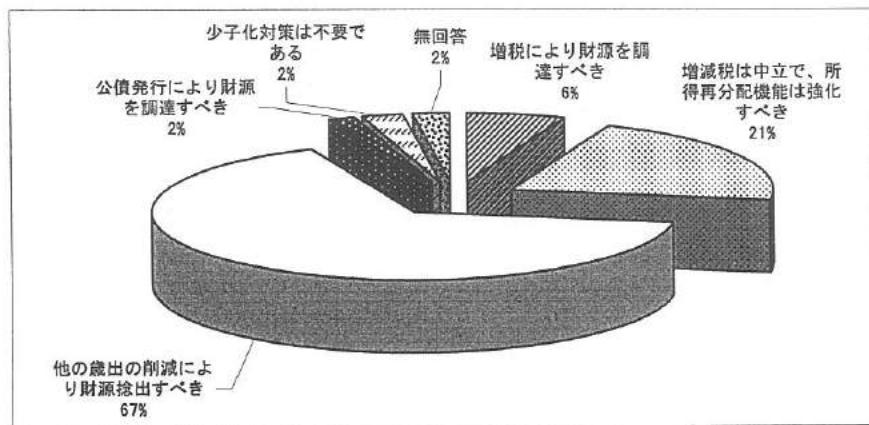


Q 9 国・自治体が行なう少子化対策の規模と財源について、どう考えますか。

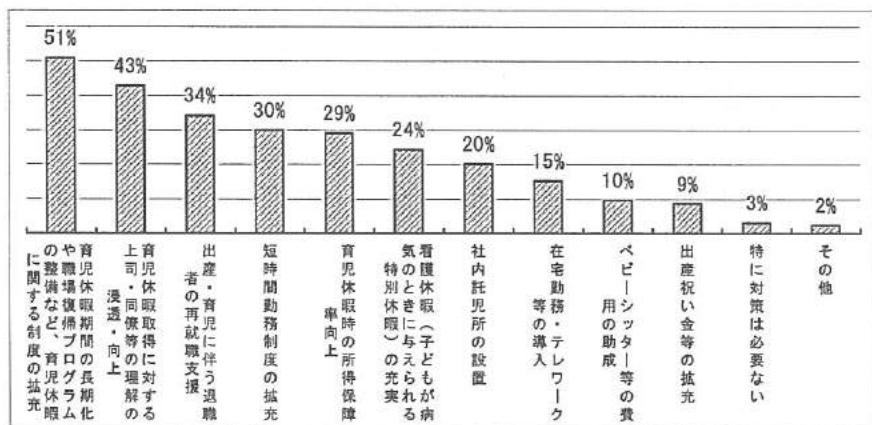
Q 9-1 規模について、どれが一番適切と思われますか。



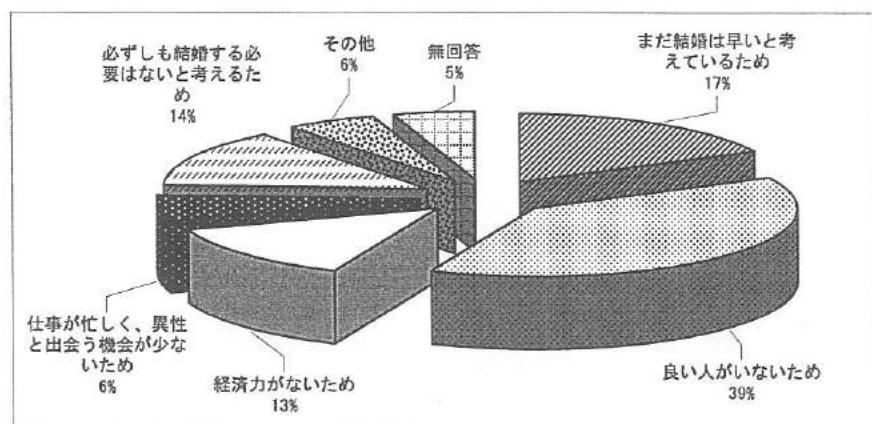
Q 9-2 財源について、どれが一番適切と思われますか。



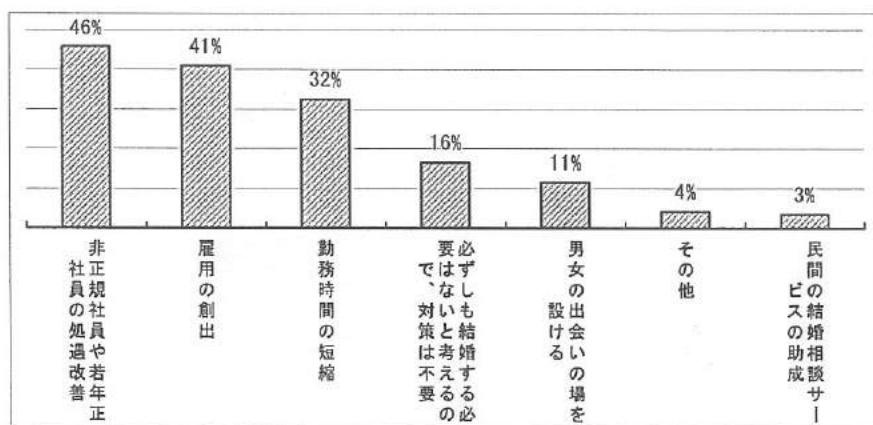
Q 10 理想の子ども数を持つために、企業に実施して欲しい対策は何ですか。【複数回答：3つまで】



【未婚者のみ】
Q 11 結婚していない理由は何ですか。

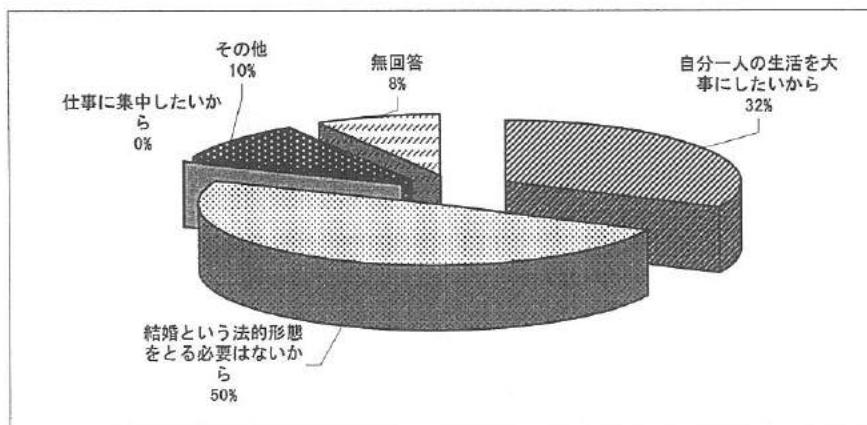


【未婚者のみ】
Q 12 国・自治体・企業に希望する施策は何ですか。【複数回答：2つまで】

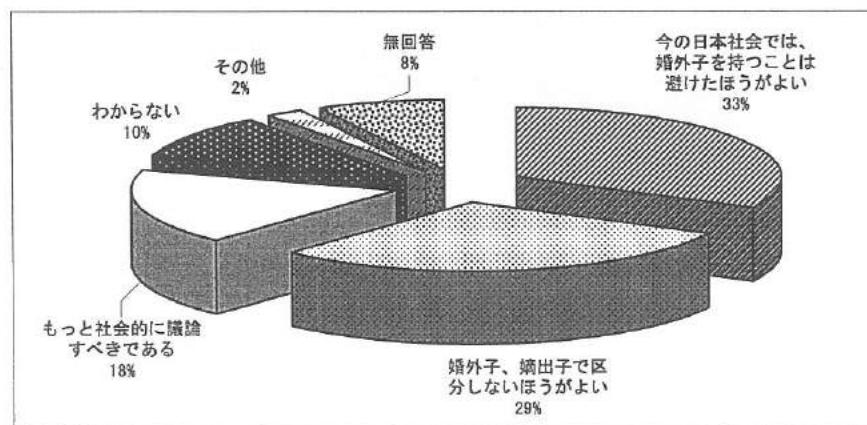


【Q11で「必ずしも結婚する必要はないと答えた方」のみ】

Q13 「必ずしも結婚する必要はないと考える」理由として一番近い理由を選んでください。



Q14 ヨーロッパでは、生まれてくる子どもの約半分がいわゆる「婚外子」となっている国もあります。「婚外子」について、どう思われますか。

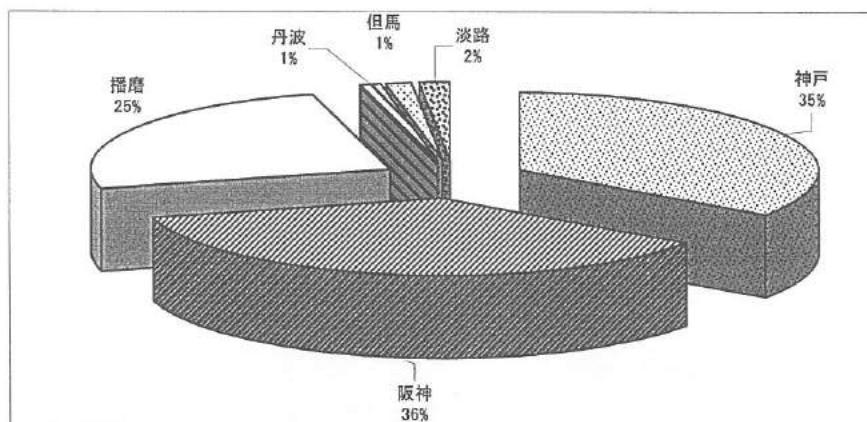


一般向けネット集計結果 [回答者数 1,008名]

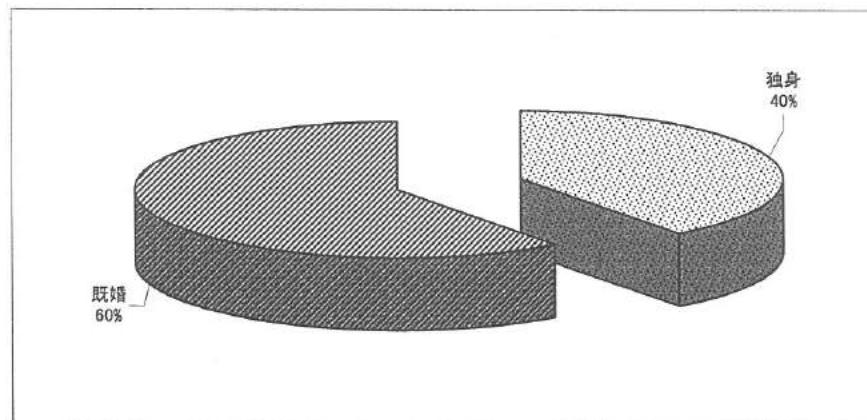
性別・年齢別の割り振り

20~24才	男性	63名	6.25%	20~24才	女性	63名	6.25%
25~29才	男性	63名	6.25%	25~29才	女性	63名	6.25%
30~34才	男性	63名	6.25%	30~34才	女性	63名	6.25%
35~39才	男性	63名	6.25%	35~39才	女性	63名	6.25%
40~44才	男性	63名	6.25%	40~44才	女性	63名	6.25%
44~49才	男性	63名	6.25%	44~49才	女性	63名	6.25%
50~54才	男性	63名	6.25%	50~54才	女性	63名	6.25%
55~79才	男性	63名	6.25%	55~79才	女性	63名	6.25%

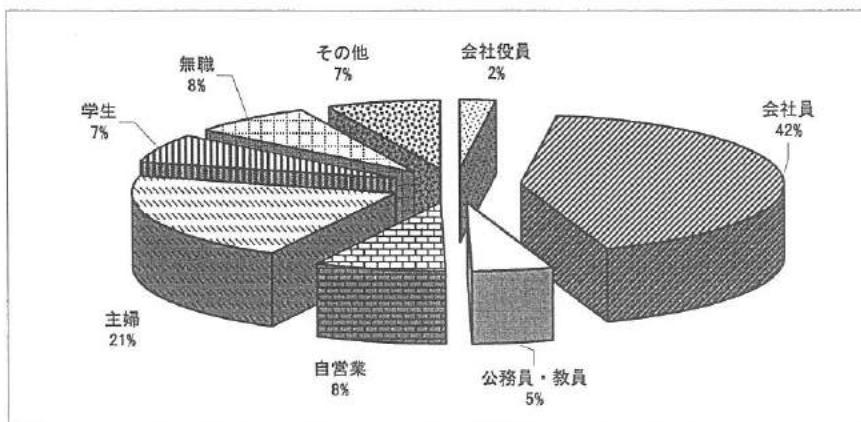
Q1 あなたが現在お住まいの地域を以下からお選びください。



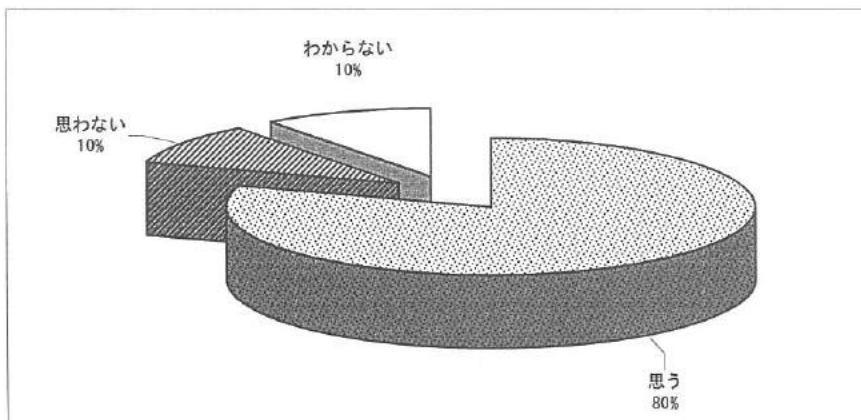
Q2 あなたは、独身ですか、既婚者ですか。



Q 3 あなたのご職業を以下からお選びください。

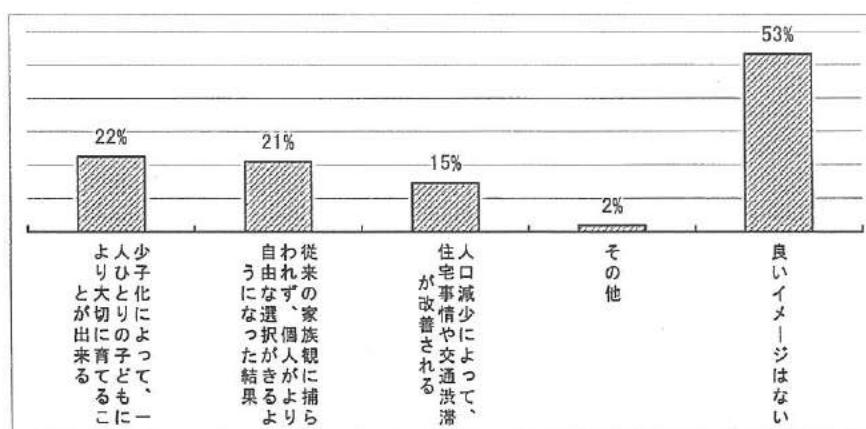


Q 4 あなたは少子化について問題だと思いますか。

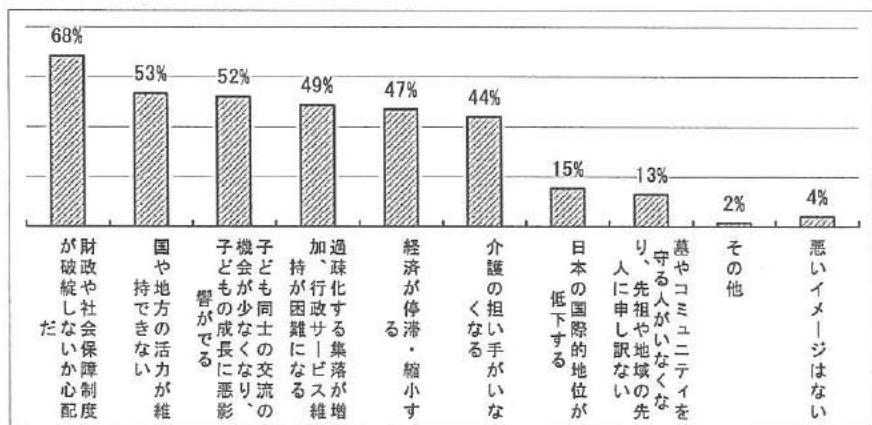


Q 5 あなたは少子化についてどんなイメージを持っていますか。

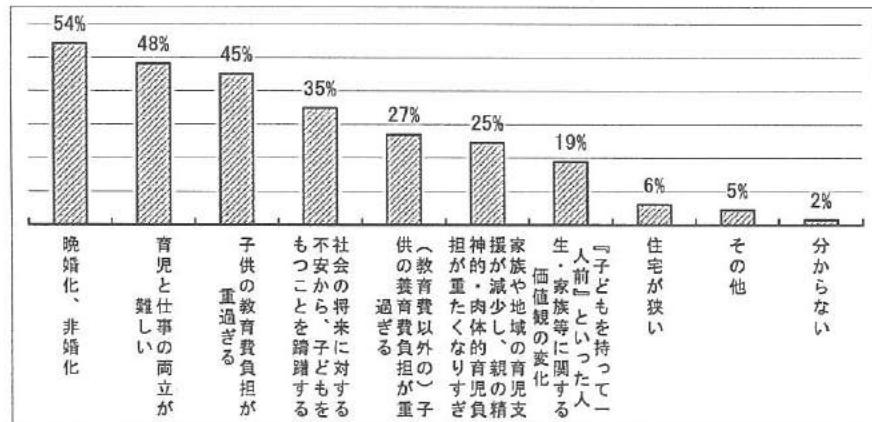
Q 5-1 良いイメージ 【複数回答：すべて】



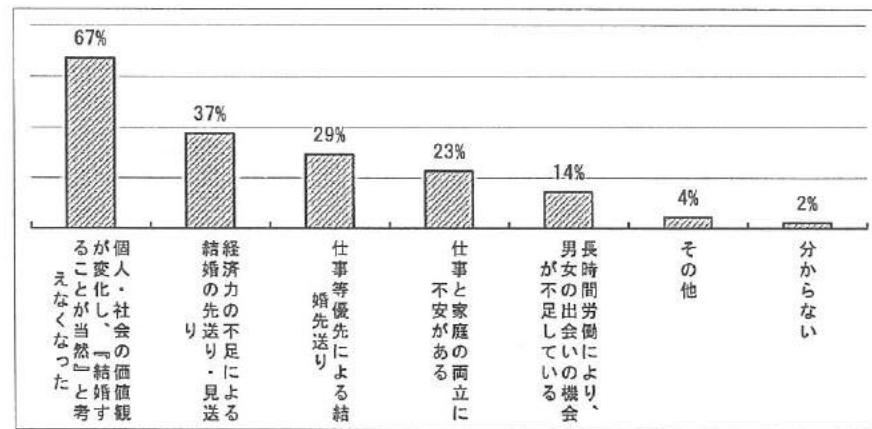
Q 5-2 悪いイメージ 【複数回答：すべて】



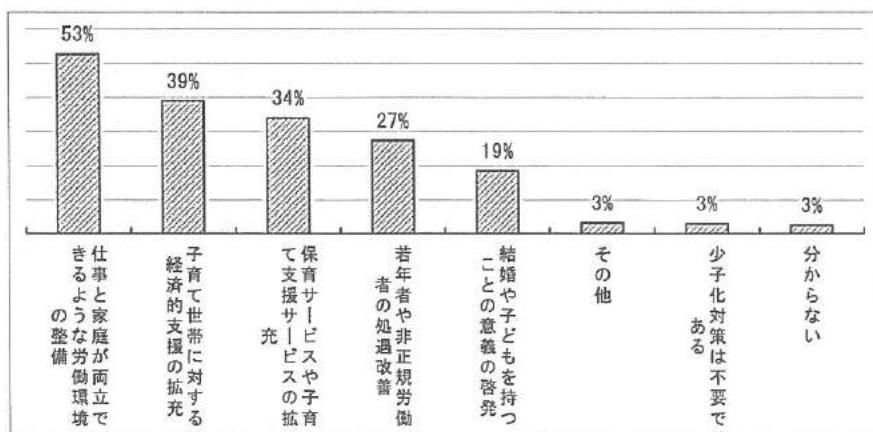
Q 6 少子化の原因は何だと思いますか。【複数回答：3つまで】



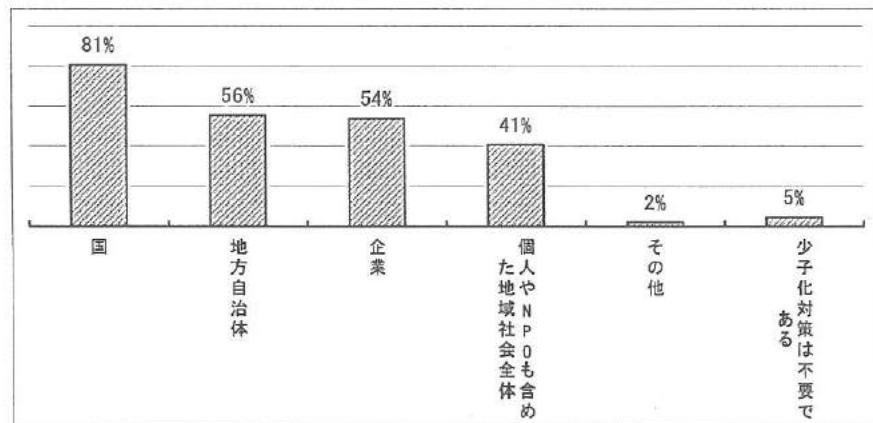
Q 7 晩婚化・非婚化の原因は何だと思いますか。【複数回答：2つまで】



Q 8 少子化、晩婚化・非婚化を解消・緩和するため何が必要だと考えますか。【複数回答：2つまで】

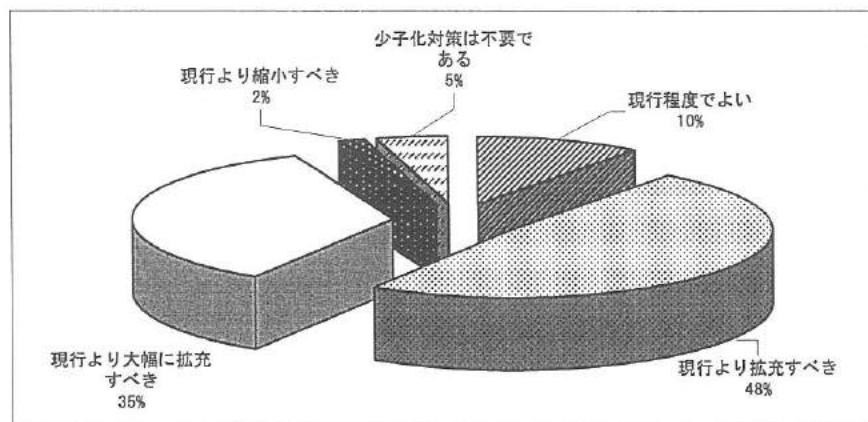


Q 9 少子化対策に取り組む責任は誰にあると思いますか。【複数回答：すべて】

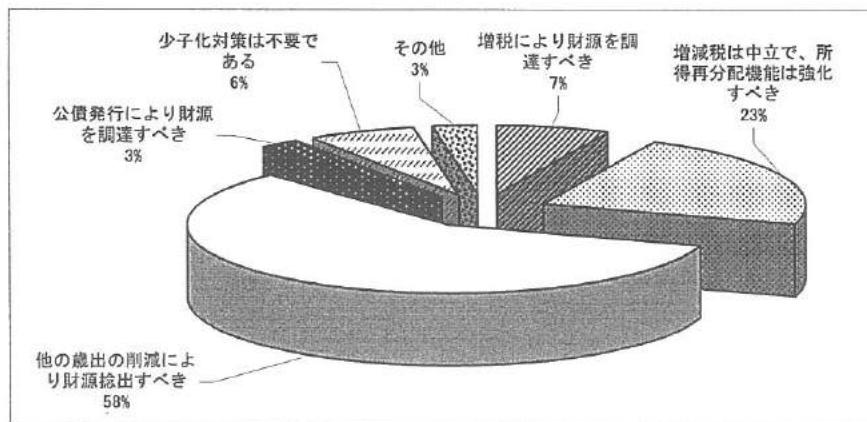


Q 10 国・自治体が行なう少子化対策の規模と財源について、どう考えますか。

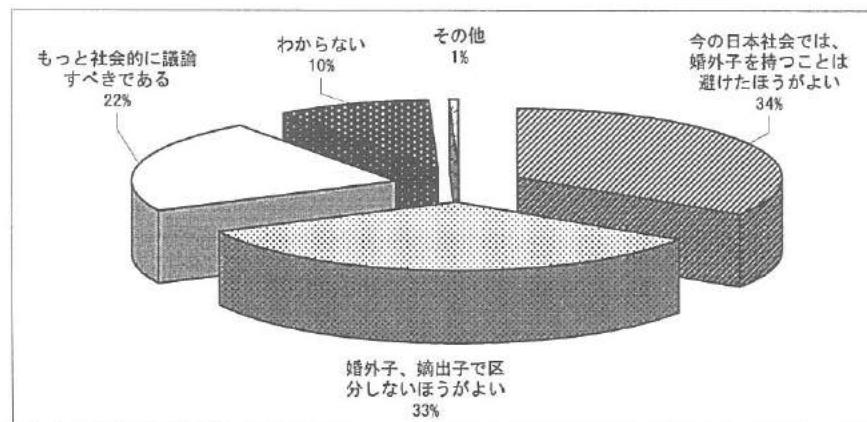
Q 10-1 規模について、どれが一番適切と思われますか。



Q 10-2 財源について、どれが一番適切と思われますか。



Q 11 ヨーロッパでは、生まれてくる子どもの約半分がいわゆる「婚外子」となっている国もあります。「婚外子」について、どう思われますか。



資料② 関西企業のCSR先進事例

企業名	取組内容
アシックス	①CSRの根本は、ステークホルダーの方々のご意見を聞き、それを「社会からの私たちへの期待」として事業施策に反映させ 経営に盛り込むこと ②スポーツを通じた社会貢献も自らの責務ととらえ地道なCSR活動を続けていきたい:パラリンピック支援など
住友ゴム工業	①すべてのステークホルダーにとっての企業価値を高めていくことが経営者の責務、モノづくりを通して「安全性」「快適性」「社会性」を追及 ②交通安全活動の推進や河川美化などの地域貢献活動を実施
フェリシモ	①フェリシモの企業理念は、永続的発展的なあわせ社会を創造すること ②ひとりひとりが主体的に社会に貢献できる機会として、基金活動をベースにしたさまざまなプログラムを開設:フェリシモの森基金、フェリシモ地球村の基金など ③さまざまな課題を抱える地域や人々の持つ可能性を生かして、それぞれの自立を応援するための活動を展開:チャレンジクリエイティブプロジェクトなど
三ツ星ベルト	①「人を想い、地球を想う」という基本理念のもとに、先進の発想と高度な技術力の追求によってより快適で豊かな未来を目指す ②「住民と企業が共生する真野のまちづくり」を提唱し地域活性化に取り組み:「三ツ星ベルトふれあい協議会」を結成し、ふれあいイベントなどを実施
オムロン	①オムロングループは企業市民活動を重視、「企業市民」とは、社会の一員として、社会が抱えている問題を改善・解決し、社会の持続的発展に寄与する企業 ②障害者などの制約ある人々のQOL(Quality Of Life)向上と、制約ある人々が自律し個性を輝かせる社会づくりを目指す:「京都障害者就労エージェントネットワーク」構築に取組など
京セラ	①「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類・社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げ、「人間として何が正しいか」を判断基準とする「京セラライフソフィ」をベースに経営、CSRは「京セラライフソフィ」の実践そのもの ②「企業は社会の一員である」との認識に立ち、企業市民としてその責任を果たし、世のため人のために尽くす集団であり続ける:京都賞の運営、地域美化、学校へ各種寄付など
ワコール	①ワコールの目標にある「世の女性に美しくなって貢う事によって、広く社会に貢献すること」をさらに進め、従業員一人ひとりが力を合わせることで、ワコールの目標すCSRの実現は可能となる ②本業で得た様々な経験をワコール独自の「社会貢献活動」に活かす:乳がん早期発見支援「ピンクリボン活動」、複合文化施設「スパイラル」など
大阪ガス	①CSRは社会に対する義務的なものではなく企業が積極的・自発的に取り組むもの、「価値創造の経営」の実践を通じてCSRのさらなる向上を図る ②「小さな灯」運動をベース活動とし、青少年健全育成、福祉、環境意識啓発などに意取り組み
関西電力	①「すべての事業活動を確実に遂行し、お客様や地域社会、協力会社、取引先、株主のみなさま、従業員などさまざまなステークホルダーに対し、企業としての責任をしっかりと果たしていくこと」をグループ全体で再確認し共有 ②観光地や寺社等文化財施設の電気設備や火災報知器の専門的診断サービスや簡易な修理を実施、障がい者アート公募展等を開催
サントリー	①「水と生きる」の実践を通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、真に人々や社会から信頼され、選ばれる、価値ある企業になることをめざす ②「一人でも多くのお客様に夢と感動をお届けする」という基本方針のもと、人々のより豊かで健康的な生活文化への貢献をめざして、美術館や音楽ホールなどの文化施設運営から音楽・学術支援、次世代育成支援、地域貢献活動まで、多彩な活動を展開
シャープ	①メーカーとして「モノづくりを通じて社会に貢献し信頼される企業をめざす経営を実践。経営信条には「誠意と創意」を掲げ経営理念を実現するために全従業員が堅持すべき信念として徹底 ②企業ビジョン:「2010年 地球温暖化負荷ゼロ企業」、シャープグリーンクラブ:環境ボランティア活動を中心とするさまざまな社会貢献活動を労使共同で企画・運営
積水ハウス	①持続可能な社会とは、地球生態系本来のバランスを基本としある人々が快適に暮らせる社会のこと、積水ハウスは「住環境創造企業」をめざす ②企業が存続していくためには、社会から有益な企業と評価・支持されることが重要、地域社会とのつながりに重点を置いた社会貢献活動に対する従業員の意識向上を図り、参画を推進:2006年には従業員参加型のマッチングギフト「積水ハウス マッチングプログラム」を創設、社会的活動を推進する団体に対し寄付を実施
ダイキン工業	①CSRとして、あくまで本来の事業活動の中でお客様や従業員への責任、環境保全への責任を果たし、社会に貢献していくことを重視 ②「より多くの人に、芸術・文化・スポーツの感動に出会える場を提供したい。創造力に触れる機会を提供したい」という想いから、芸術や文化、スポーツの振興に注力:(財)ダイキン工業現代美術振興財团など
大和ハウス工業	①社会性・環境性・経済性の3つの側面から、バランスのとれた事業活動を意識するとともに、ステークホルダー(利害関係者)と誠実に向き合い、企業市民として社会の要請に応え続ける ②環境・社会との共生を念頭におき、企業市民としてさまざまな社会貢献活動を継続的に行い、社会全般の発展と生活環境の向上に貢献:支店や工場周辺の清掃、児童・生徒向けの工場見学や職場体験への協力、大阪シンフォニカ交響楽団スポンサーなど
武田薬品工業	①生命関連事業を営む企業として、社会に貢献するという「強い使命感」と「高い倫理観」をもっており、CSRという発想はタケダのDNAのなかにしっかりと組み込まれている ②社会貢献活動を「社会への支援」「科学技術振興等への支援」「スポーツ・文化活動への支援」の3点に重点をおいて推進、支援を求めている人々の声に応えていくことは企業市民として責任を果たすことであると考えている
帝人	①事業戦略とコーポレート・ガバナンス、そしてCSRが三位一体で実践されて、初めて持続的な企業価値の増大につながる ②社会との共存、共栄をはかる立場から良き企業市民として、主として宇宙、教育、文化、スポーツ活動や環境保全活動、および災害などに対する防災、救援活動への参画、支援などを実施
松下電器産業	①CSRを「経営理念に基づき、当社の経済的・社会的・環境的活動をグローバルな視点で再点検し、その説明責任を果たし企業価値を高める」という考え方で推進 ②「育成と共生」を共通の行動理念として、3つの分野「子ども:次世代を担う子どもたちのために」、「環境:地球環境との共存を目指して」、「福祉:共生社会づくりのために」に重点をおき活動
滋賀銀行	①CSRを「銀行経営の要諦」と位置づけ、「グリーンバンクしがぎん」を合言葉に、経営に環境を取り込んだ「環境経営」を展開 ②「しがぎん琵琶湖原則」策定、様々な環境対応型金融商品・サービスを開発・提供 ③しがぎん福祉基金を通じた助成を実施

(資料)各社HPをもとに作成

資料③ 政治・行政、企業、地域社会・NPOの「少子化対策」取組事例

1. 国の取組(現行の次世代育成支援関係の制度の概要)

(出所)「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議・基本戦略分科会資料(2007.9.6)

(1) 保育・就学前教育

給付・サービス名	実施機関	内容
保育所	市町村	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する
延長保育	保育所	11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する
休日・夜間保育	保育所	休日：日曜・祝日等の保育を行う。 夜間：午後10時頃までの夜間保育を行う。
特定保育	保育所	週2、3日程度又は午前か午後ののみ必要に応じて柔軟に保育サービスを提供
病児・病後児保育	病院又は診療所に付設された施設、病児・病後児のための専用施設	[医療機関型、保育所型(オーブン型)] 現に保育所に通所中の児童で、病気の回復期又は回復期に至らないものを、病院等に付設された専用スペースで一時的に預かる
	保育所	[保育所型(自園型)] 保育所に通う子どもが体調不良となった場合に、保育所の医务室等において看護師を活用して緊急的な対応を図る
家庭的保育(保育ママ)	市町村(家庭的保育者又は民間保育所に委託可)	家庭的保育者(保育ママ)の居宅等において、少人数のおおむね3歳未満児を保育する
幼稚園	国、自治体、民間幼稚園	就学前の児童に1日4時間を標準とした教育を行う

(2) 地域子育て支援

給付・サービス名	実施機関	内容
地域子育て支援拠点	市町村(NPO法人、社会福祉法人等への委託可)	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う
一時預かり(一時保育)	保育所等	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供する
生後4か月までの全戸訪問事業(こんにち「は赤ちゃん事業」)	市町村(NPO法人、社会福祉法人等への委託可)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う
育児支援家庭訪問事業	市町村(NPO法人、社会福祉法人等への委託可)	養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う

(3) 放課後対策

給付・サービス名	実施機関	内容
放課後児童対策	市町村、社会福祉法人、その他者の者	[放課後児童健全育成事業(厚生労働省)] 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図る
	市町村、社会福祉法人、その他者の者	[放課後子ども教室推進事業(厚生労働省)] すべての子どもを対象にして、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する

(4) 現金給付

給付・サービス名	実施機関	内容
出産手当金	健康保険組合、社会保険事務所等	健康保険等の被用者保険(*)の被保険者の被保険者が出産のため会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に、産前6週間～産後8週間の範囲内で会社を休んだ期間支給。 (*)健康保険制度の他、船員保険、公務員等が加入する共済制度を含む 支給額：一日につき、標準報酬日額(標準報酬月額の30分の1に相当する額)の3分の2に相当する金額
出産育児一時金	健康保険組合、社会保険事務所等及び市町村(国民健康保険)	健康保険等の被用者保険(*)の被保険者又はその被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産費用の負担の軽減を図るために支給する 支給額：35万円
育児休業給付	国(公共職業安定所)	雇用保険の被保険者が育児休業をした場合、休業開始前賃金の40%(*)を支給する (*)30%相当額を休業期間中に、10%相当額(*2007年10月から20%)を職場復帰6か月後に支給
児童手当	市町村(公務員は所属庁)	小学校終了前の児童を養育する者に対して、以下の手当を支給する 0～3歳未満：10,000円/月、3～小学校終了前：第1・2子：5,000円/月、第3子：10,000円/月 (*)所得制限あり(サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円)

2. 兵庫県の取組

(資料)兵庫県「ひょうご子ども未来プラン プログラム2007」

各種支援策	具体的な対策	
(1) 未来の親づくりへの支援	①未来の親への支援 ②若者の自立支援	・ひょうご出会いサポート事業、こうのとり大使の設置 ・不妊夫婦への支援拡充、妊娠検査費助成 ・ひょうごニート支援ネット、若者しごと俱楽部 ・「ひょうご匠」ものづくり体験事業
(2) 子どもを生み育てることへの支援	③家庭の子育て力の再生 ④保育サービスの充実 ⑤地域ぐるみの子育て支援の充実 ⑥子育てと仕事の両立支援	・家庭応援フォーラム、ひょうご家庭応援県民運動 ・こんにちわ赤ちゃん事業 ・3歳未満の乳幼児の児童手当を一律1万円に拡充 ・待機児童対策、保育時間延長、認定こども園の設置 ・病児・病後児の保育の実施 ・子育て応援ネットの充実 ・まちの子育てひろば、子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場事業の推進 ・ファミリーサポートセンター、子育てファミリー・サポートくらぶ ・ひょうご放課後プラン事業 ・こどもの館による事業展開、阪神こどもの館(仮称)の整備検討 ・子育て応援企業との協定締結 ・中小企業両立支援ネットワーク事業 ・女性チャレンジひろば ・ひょうご子育て再就職奨励金事業

各種支援策		具体的な対策
(3)子どものすこやかな育ちへの支援	⑦子どもを守る基盤づくりの推進	・小児救急医療体制の整備 ・乳幼児医療費助成の対象を通院・入院とも小学3年生までに拡充 ・児童虐待防止対策
	⑧豊かな人間性を育む環境の充実	・環境体験事業、ひょうごっこグリーンガーデン ・ふるさと体験留学 ・トライやる・ワーキングの実施
	⑨すこやかに育つためのまちづくり推進	・県営住宅への優先入居枠の拡大 ・住み替え促進モデル事業 ・商店街に子育て支援施設(保育園と一時預かり)を設置 ・ユニバーサル社会づくり実踐モデル地区の整備
(4)社会システムの再構築	⑩社会システム再構築による子育て支援の強化	・仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意 ・NPOと行政の子育て支援会議 ・大学コンソーシアムひょうご神戸との子育て応援協定 ・子育て応援・関西キャンペーン

3. 神戸市の取組

(資料)神戸市「2007年度 神戸市男女共同参画年次報告書」

各種支援策		具体的な対策
(1)仕事と家庭の両立支援・子育て支援	①保育サービスの充実	・保育所の適正配置 ・延長保育の実施 ・一時保育の実施 ・病(後)児保育の実施 ・すこやか保育(障害児保育)の実施 ・赤ちゃんホーム ・ファミリー・サポート・センター ・保育所地域子育て支援センター ・休日保育の実施 ・夜間保育の実施
	②放課後児童健全育成事業の充実	・保護者が労働等により屋根家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後及び学校休業日に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
(2)事業者との連携・啓発	①職場における男女共同参画の促進	・こうべ男女いきいき事業所表彰(2003年度～) ・育児休業からの職場復帰準備セミナー(2005年度～) ・企業セミナー(2005年度～)
	②女性の就業支援	・市内の求職者に対して研修等を実施することにより、就職に必要な技能、知識、ノウハウを身につけ、早期の就職を支援する
	③女性の再就職支援	・一人ひとりの女性が仕事と子育て等をバランスよく両立しながら、ライフステージに応じて柔軟に活動を選択できるよう再就職等にチャレンジする女性の支援を行う
	④事業者への情報提供	・女性の求職者に対する就職支援の内容を広く周知するため、様々な広報媒体を活用し、事業者、市民に対して情報提供を行う

4. 企業の子育て支援制度・取組

(資料)厚生労働省HP等をもとに作成

制度・取組	制度・取組の内容
育児休業制度	【法定制度】対象:原則として1歳に満たない子を養育する労働者(日々雇用される者は対象外) 休業期間:最長で子が1歳6か月に達するまで、原則として1人の子につき1回
子の看護休暇制度	【法定制度】対象:小学校就学前の子を養育する労働者 休暇日数:1年に5日ま 休暇の目的:病気・けがをした子の看護
時間外労働の制限の制度	【法定制度】対象:小学校就学前の子を養育し、又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者(日々雇用される者は対象外) 制限期間:1回につき、1か月以上1年内 時間外限度:1か月24時間、1年150時間
勤務時間の短縮等の措置	【法定制度】対象:3歳未満の子を養育する労働者 措置内容:短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営等のいずれか 補足:3歳から小学校に入学するまでの子を育てる労働者については努力義務
事業所内保育施設	【任意取組】事業所内への保育施設設置、自治体等による設置費用・運営費の一部助成あり。ベビーシッター費用等について、一部助成を行なう企業もあり。
在宅勤務、テレワークを導入	【任意取組】育児中の労働者等に対する一定日数までの在宅勤務や、自宅やサテライトオフィスでのテレワークを導入
出産・育児による退職者の再雇用	【任意取組】出産・育児のために退職した元社員について、退職後一定期間内であれば再雇用する制度

5. 地域社会やNPOの取組事例

(資料)内閣府男女共同参画HPをもとに作成

団体名	主な活動
(1)サークル「おひさま」(神戸市)	乳幼児と親のための広場を企画・運営。子育て支援の情報提供、学習会開催。
(2)NPO法人マザースポーター協会(神戸市)	①マザーズポーター3級～1級の資格認定事業 ②地域でのマザーズポーター普及活動 ③個別カウンセリング ④公開セミナーの企画、定期講演会の実施 ⑤自立支援方法の勉強会の開催 ⑥マザーズポーター協会ニュースの発行
(3)芦屋市ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたいたい人と育児を行いたい人が会員になり、お互いに助け合いながら相互援助活動を行う会員制の組織。子育ての母親が忙しい時や自分の時間を持ちたい時に保育園への送り迎えや育児を代行するのがスタッフの主な仕事。
(4)保育ボランティア「さんりんしゃ」(川西市)	川西市男女共同参画センターが主催する「保育サポート養成講座」の講師をつとめる。開催時に参加者の子どもを保育する。
(5)ベビーケアサークル(宝塚市)	妊娠期から子育てのタッチケアをテーマにした学習会や親子コンサートを企画・運営。
(6)子育て支援グループ「スマイル」(宝塚市)	イベント会場での一時預かりや幼稚園・保育所への送迎、依頼者宅での保育などを実施。2001年に「スマイル・ルーム」を設立し、親子くらぶよちよちサークル、親子クッキングなど、親子で楽しむ行事のほか、母親のための講座を開設。
(7)「ひおか子育てひろば」(加古川市)	公民館を利用して、月2回のペースで近隣の親子のための触れ合いの場を提供。毎回40名前後の親子が集まり、子どもを遊ばせながら子育ての情報交換を行っている。
(8)Tプラス・ファミリーサポート(丹波市)	①保育施設の保育終了後、子どもを預かる。②保育施設までの送迎(お稽古等の送迎も可)。 ③学校の放課後、子どもを預かる。④会員の仕事、介護、学習、自己実現等と育児の両方のために必要な援助。

資料④ 都道府県別合計特殊出生率推移

都道府県	1925年	1930年	1950年	1960年	1970年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
全 国	5.09	4.70	3.64	2.02	2.08	1.75	1.74	1.52	1.42	1.37	1.27
北 海 道	5.98	5.71	4.59	2.17	1.93	1.64	1.61	1.43	1.31	1.23	1.15
青 森	6.47	6.30	4.81	2.48	2.25	1.85	1.80	1.56	1.56	1.47	1.29
岩 手	6.01	5.89	4.48	2.30	2.11	1.95	1.88	1.72	1.62	1.56	1.41
宮 城	6.23	5.87	4.29	2.13	2.06	1.86	1.80	1.57	1.46	1.39	1.24
秋 田	6.12	6.17	4.31	2.09	1.88	1.79	1.69	1.57	1.56	1.45	1.34
山 形	5.90	5.89	3.93	2.04	1.98	1.93	1.87	1.75	1.69	1.62	1.45
福 岐	5.70	5.64	4.47	2.43	2.16	1.99	1.98	1.79	1.72	1.65	1.49
茨 城	5.61	5.43	4.02	2.31	2.30	1.87	1.86	1.64	1.52	1.47	1.32
栃 木	5.88	5.69	4.14	2.22	2.21	1.86	1.90	1.67	1.52	1.48	1.40
群 埼	5.53	5.33	3.80	2.03	2.16	1.81	1.85	1.63	1.56	1.51	1.39
千 岸	5.68	5.31	3.92	2.16	2.35	1.73	1.72	1.50	1.41	1.30	1.22
東 京	5.52	5.04	3.59	2.13	2.28	1.74	1.75	1.47	1.36	1.30	1.22
神 奈	4.08	3.50	2.73	1.70	1.96	1.44	1.44	1.23	1.11	1.07	1.00
新 石 川	5.10	4.33	3.25	1.89	2.23	1.70	1.68	1.45	1.34	1.28	1.19
富 山	5.95	5.75	3.99	2.13	2.10	1.88	1.88	1.69	1.59	1.51	1.34
石 川	5.87	5.18	3.57	1.91	1.94	1.77	1.79	1.56	1.49	1.45	1.37
福 山	5.40	4.81	3.56	2.05	2.07	1.87	1.79	1.60	1.46	1.45	1.35
山 井	5.63	5.06	3.65	2.17	2.10	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.50
梨 野	5.92	5.32	3.71	2.16	2.20	1.76	1.85	1.62	1.60	1.51	1.38
長 野	4.99	4.86	3.25	1.94	2.09	1.89	1.85	1.71	1.64	1.59	1.46
岐 静	5.73	5.45	3.55	2.04	2.12	1.80	1.81	1.57	1.49	1.47	1.37
静 爰	5.81	5.26	3.74	2.11	2.12	1.80	1.85	1.60	1.48	1.47	1.39
滋 三	4.97	4.58	3.27	1.90	2.19	1.81	1.82	1.57	1.46	1.44	1.34
京 都	5.32	4.99	3.33	1.95	2.04	1.82	1.80	1.61	1.50	1.48	1.36
大 阪	5.05	4.75	3.29	2.02	2.19	1.96	1.97	1.75	1.58	1.53	1.39
兵 府	4.06	3.57	2.80	1.72	2.02	1.67	1.68	1.48	1.32	1.28	1.18
奈 良	3.51	3.19	2.87	1.81	2.17	1.67	1.69	1.46	1.33	1.31	1.21
和 歌	4.31	3.93	3.08	1.90	2.12	1.76	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25
奈 良	4.86	4.38	3.08	1.87	2.08	1.70	1.69	1.49	1.36	1.30	1.19
和 歌	4.85	4.44	3.09	1.95	2.10	1.80	1.79	1.55	1.48	1.45	1.32
鳥 島	5.01	4.62	3.46	2.05	1.96	1.93	1.93	1.82	1.69	1.62	1.47
島 岡	5.10	4.72	3.87	2.13	2.02	2.01	2.01	1.85	1.73	1.65	1.50
岡 山	4.49	4.23	3.18	1.89	2.03	1.86	1.89	1.66	1.54	1.51	1.37
廣 口	5.13	4.52	3.22	1.92	2.07	1.84	1.83	1.63	1.48	1.41	1.34
山 島	4.78	4.30	3.62	1.92	1.98	1.79	1.82	1.56	1.50	1.47	1.38
德 川	5.67	5.34	3.97	2.02	1.97	1.76	1.80	1.61	1.52	1.45	1.26
香 愛	5.52	5.13	3.38	1.84	1.97	1.82	1.81	1.60	1.51	1.53	1.43
高 喬	5.42	5.13	4.03	2.10	2.02	1.79	1.78	1.60	1.53	1.45	1.35
福 知	4.73	4.35	3.39	1.94	1.97	1.64	1.81	1.54	1.51	1.45	1.32
佐 岡	4.57	4.14	3.91	1.92	1.95	1.74	1.75	1.52	1.42	1.36	1.26
長 賀	5.55	5.00	4.28	2.35	2.13	1.93	1.95	1.75	1.64	1.67	1.48
熊 佐	5.10	4.82	4.49	2.72	2.33	1.87	1.87	1.70	1.60	1.57	1.45
大 分	5.13	4.88	4.06	2.25	1.98	1.83	1.85	1.65	1.60	1.56	1.46
宮 崎	5.36	4.99	3.90	2.05	1.97	1.82	1.78	1.58	1.55	1.51	1.40
鹿 尾	5.20	5.12	4.35	2.43	2.15	1.93	1.90	1.68	1.70	1.62	1.48
沖 緹	5.32	5.04	4.19	2.66	2.21	1.95	1.93	1.73	1.62	1.58	1.49
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」	3.85	3.69	2.38	2.31	1.95	1.87	1.82	1.72

資料⑤ 都道府県別合計普通出生率推移

(単位:‰<人口千人当り出生数>)

都道府県	1920年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2005年
全 国	36.20	29.00	28.30	17.30	18.80	13.50	10.00	9.50	9.50	8.42
北 海 道	41.30	33.00	34.30	18.70	17.70	13.60	9.70	8.80	8.20	7.59
青 岩 森 手 宮 宮	49.00	36.30	36.00	21.00	18.50	14.30	9.90	9.40	8.80	8.47
秋 城 田 山 形 福 島 城 木 馬 玉 葉 京 川 湧 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 兵 庫 納 良 取 根 山 島 口 島 川 島 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	44.30	36.50	34.00	19.20	16.10	13.80	10.10	9.20	8.80	9.21
宮 城 田 形 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大	43.00	33.20	32.10	18.00	16.80	15.00	10.40	9.60	9.40	8.15
秋 城 田 形 福 島 城 木 馬 玉 葉 京 川 湧 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 兵 庫 納 良 取 根 山 島 口 島 川 島 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	44.30	34.30	32.60	17.70	14.30	13.00	9.00	8.20	7.60	8.76
山 形 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大	42.00	32.50	30.00	16.90	14.10	13.50	10.00	9.20	8.80	9.52
福 島 城 木 馬 玉 葉 京 川 湧 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 兵 庫 納 良 取 根 山 島 口 島 川 島 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	39.80	33.40	32.80	19.20	15.40	14.50	10.80	10.00	9.60	9.74
茨 栀 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大	38.70	32.10	29.40	17.50	18.00	14.20	10.20	9.60	9.60	8.73
栢 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大	39.50	32.20	30.20	17.20	17.40	14.50	10.40	9.50	9.60	9.19
群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大	39.50	32.50	28.00	16.20	17.80	13.60	10.00	9.80	9.70	9.20
埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	38.90	30.60	29.20	17.90	23.60	13.90	9.90	10.10	9.70	8.14
千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	36.30	29.20	27.00	17.20	21.60	13.90	9.70	9.50	9.40	8.13
東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	29.80	26.20	23.80	17.10	20.30	12.10	8.90	8.40	8.50	6.73
神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	33.30	28.50	26.60	17.80	22.70	13.70	10.00	9.90	9.90	7.98
新 富 石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	39.50	30.90	29.30	16.90	15.80	13.40	9.70	9.10	8.90	8.85
富 石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	41.70	31.40	27.70	15.60	17.00	12.30	9.00	9.00	9.10	9.06
石 福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	38.40	28.10	27.50	16.50	18.10	13.60	9.90	9.40	9.80	8.94
福 山 長 岐 静 愉 三 滋 京 大	40.50	28.00	28.40	17.20	16.50	13.60	10.60	10.10	9.80	9.94
長 岐 静 愉 三 滋 京 大	37.60	31.20	26.40	16.40	16.10	12.50	10.10	10.10	9.50	9.21
岐 静 愉 三 滋 京 大	35.30	30.00	24.30	15.60	16.10	13.10	10.00	9.70	9.70	9.70
静 愉 三 滋 京 大	40.50	31.90	27.00	17.50	18.50	13.20	9.90	9.70	9.70	9.12
靜 愉 三 滋 京 大	38.30	31.50	28.50	18.00	18.90	13.70	10.10	9.60	9.60	9.16
愛 三 滋 京 大	37.00	29.50	26.10	17.60	21.80	14.20	10.70	10.60	10.80	8.92
愛 三 滋 京 大	36.80	29.30	25.60	16.30	17.00	12.80	10.10	9.60	9.70	8.99
滋 京 大	35.20	27.30	25.10	16.10	17.60	14.90	11.20	10.50	10.60	9.29
滋 京 大	31.70	24.10	22.90	14.90	18.70	12.90	9.50	9.00	9.20	7.91
滋 京 大	30.40	23.80	25.00	17.70	22.80	13.50	10.10	10.00	10.20	8.04
兵 庫 納 歌	33.70	24.80	25.10	16.80	19.80	13.50	10.10	9.80	10.00	8.33
奈 和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	36.30	26.60	24.50	15.50	18.90	13.30	9.70	9.40	9.30	7.94
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	35.00	24.60	24.30	15.90	17.30	12.40	9.50	9.20	9.00	8.69
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	33.90	26.80	27.00	16.00	14.10	13.60	10.40	9.30	9.30	9.68
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	33.20	27.20	28.50	15.90	13.70	12.70	9.60	8.80	8.60	9.83
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	32.60	25.60	24.50	15.20	16.90	13.10	10.00	9.60	9.80	9.02
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	35.70	26.40	25.60	15.90	18.40	13.70	10.20	9.70	9.60	8.87
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	31.70	25.50	28.20	15.80	16.40	12.60	8.80	8.60	8.70	9.03
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	37.90	29.50	29.00	15.70	15.00	12.80	9.60	9.00	8.80	8.31
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	40.60	28.40	26.10	14.80	16.00	13.00	9.40	9.10	9.60	9.38
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	36.80	30.40	30.00	16.70	16.20	13.10	9.70	9.20	8.90	8.83
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	34.20	25.30	26.40	14.80	15.10	11.30	8.70	8.50	8.40	8.68
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	32.20	27.80	31.20	16.90	17.40	14.20	10.10	9.60	9.50	8.34
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	36.80	30.00	31.90	18.40	15.80	14.40	10.90	9.90	10.00	9.72
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	32.70	30.20	33.40	20.80	17.10	14.00	10.60	9.60	9.30	9.53
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	34.00	29.10	30.40	17.80	14.80	13.70	10.30	9.60	9.30	9.60
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	36.00	29.60	29.50	16.30	15.30	13.30	9.40	9.10	9.00	9.22
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	35.60	31.00	32.40	19.40	16.20	14.80	10.40	10.00	9.50	9.71
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	34.10	31.30	30.50	19.30	14.10	13.80	10.50	9.30	9.10	9.78
和 烏 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 尻	24.40	27.30	18.40	14.00	13.20	12.80	11.21

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」

資料⑥ 都道府県別平均初婚年齢推移

【男性】

(単位: 歳)

都道府県	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年
全 国	27.0	27.8	28.2	28.4	28.5	28.8	29.4	29.6	29.8	30.0
北 海 道	26.2	27.2	27.7	28.0	28.1	28.3	28.8	29.0	29.2	29.3
青 森 県	26.2	27.1	27.7	28.1	28.2	28.2	28.8	29.1	29.0	29.2
岩 手 県	26.5	27.2	28.0	28.2	28.4	28.5	28.9	29.2	29.3	29.7
宮 城 県	26.5	27.3	27.8	28.2	28.3	28.3	29.0	29.2	29.5	29.5
秋 田 県	26.4	27.4	28.0	28.6	28.6	28.5	29.1	29.0	29.2	29.4
山 形 県	26.5	27.4	28.0	28.6	28.7	29.0	29.1	29.4	29.3	29.6
福 岡 県	26.3	27.2	27.8	28.2	28.2	28.3	28.7	28.9	29.0	29.3
茨 城 県	26.9	27.7	28.1	28.3	28.3	28.6	29.3	29.4	29.7	29.8
栃 木 県	26.6	27.5	28.0	28.1	28.4	28.4	29.1	29.5	29.7	29.8
群 鹿 県	26.8	27.7	28.1	28.1	28.4	28.5	29.1	29.5	29.6	29.9
埼 玉 県	27.3	28.2	28.5	28.5	28.6	29.1	29.7	30.0	30.2	30.4
千 収 県	27.3	28.1	28.5	28.6	28.7	29.2	29.8	30.0	30.3	30.4
東 神 奈 県	27.6	28.6	29.0	29.3	29.6	30.1	30.7	30.9	31.2	31.3
新 富 石 県	27.4	28.4	28.7	28.8	29.0	29.5	30.2	30.4	30.6	30.8
福 川 県	26.6	27.6	28.0	28.4	28.5	28.6	29.3	29.6	29.7	29.7
石 川 県	26.4	27.4	27.7	27.9	27.9	28.2	29.3	29.7	29.7	29.9
福 井 県	26.4	27.3	27.8	28.0	28.0	28.2	29.0	29.3	29.6	29.6
山 梨 県	26.4	27.4	27.7	28.1	28.3	28.6	29.2	29.3	29.3	29.6
長 野 県	27.5	28.3	28.6	28.7	28.9	29.3	29.7	30.0	30.1	30.5
岐 阜 県	27.3	28.5	28.8	28.9	28.9	29.2	29.6	29.9	30.2	30.4
静 球 県	26.8	27.6	27.9	28.1	28.1	28.4	29.1	29.3	29.5	29.7
愛 知 県	26.9	27.8	28.2	28.4	28.6	28.7	29.4	29.6	29.8	29.9
三 重 県	26.9	27.7	27.9	28.0	28.2	28.6	29.3	29.5	29.7	29.9
滋 贺 県	26.8	27.5	27.7	27.8	28.2	28.3	28.9	29.2	29.2	29.6
京 都 県	27.0	28.0	28.2	28.2	28.3	28.5	29.0	29.3	29.6	29.7
大 阪 県	27.3	28.2	28.3	28.5	28.4	28.8	29.5	29.7	29.9	30.1
兵 庫 県	27.2	28.0	28.1	28.2	28.2	28.8	29.4	29.7	29.9	30.0
奈 良 県	27.1	27.9	28.2	28.2	28.3	28.6	29.3	29.5	29.7	29.9
和 歌 県	27.0	27.9	28.1	28.3	28.3	28.7	29.3	29.5	29.7	29.7
鳥 島 県	27.0	27.6	27.8	28.0	28.0	28.2	28.8	28.8	29.1	29.2
島 取 県	26.5	27.5	28.0	28.3	28.1	28.0	28.6	29.0	29.1	29.3
根 岡 県	26.8	27.6	28.1	28.4	28.4	28.3	28.8	29.0	29.1	29.5
岡 広 県	26.4	27.3	27.6	27.8	27.7	27.9	28.6	28.8	29.2	29.2
山 口 県	26.7	27.6	28.0	27.9	28.0	28.3	28.9	29.1	29.3	29.5
德 岛 県	26.9	27.7	28.1	28.1	27.9	28.0	28.5	28.9	28.9	29.2
香 川 県	26.2	27.3	27.7	27.8	28.0	28.0	28.6	28.8	29.2	29.2
高 愛 県	26.4	27.3	27.6	27.9	27.7	27.9	28.5	28.9	28.9	29.2
福 姫 県	26.5	27.3	27.7	27.9	28.0	28.0	28.5	28.7	29.0	29.1
佐 知 県	26.6	27.7	28.2	28.3	28.1	28.2	28.9	29.3	29.5	29.6
佐 賀 県	26.8	27.6	28.1	28.3	28.3	28.4	29.0	29.2	29.4	29.5
佐 長 県	26.6	27.4	27.9	28.4	28.4	28.0	28.4	28.6	29.0	29.0
佐 久 県	26.5	27.5	28.1	28.6	28.4	28.3	28.9	28.8	29.0	29.2
大 分 県	26.5	27.3	27.8	28.2	28.4	28.1	28.6	28.8	28.8	29.1
宮 岐 県	26.4	27.2	27.9	28.3	28.2	28.1	28.8	29.0	29.1	29.3
鹿兒島 県	26.3	27.2	27.7	28.4	28.1	27.9	28.3	28.4	28.8	28.7
沖 縄 県	26.8	27.5	28.2	28.7	28.9	28.4	28.7	28.8	29.0	29.0

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

【女性】

(単位:歳)

都道府県	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年
全 国	24.7	25.2	25.5	25.9	26.3	27.0	27.6	27.8	28.0	28.2
北 海 道	24.4	25.1	25.4	25.8	26.2	26.8	27.4	27.6	27.8	27.9
青 森 県	23.7	24.4	24.9	25.5	26.1	26.4	27.0	27.3	27.3	27.5
岩 手 県	24.1	24.6	25.4	25.7	26.2	26.5	26.9	27.1	27.2	27.6
宮 城 県	24.2	24.8	25.4	25.8	26.1	26.4	27.1	27.3	27.5	27.7
秋 田 県	24.0	24.7	25.4	26.1	26.3	26.5	27.2	27.2	27.5	27.6
山 形 県	24.3	24.9	25.4	26.0	26.2	26.6	26.9	27.1	27.3	27.6
福 岐 県	24.1	24.8	25.3	25.7	25.9	26.1	26.6	26.8	27.0	27.3
茨 城 県	24.4	24.9	25.3	25.7	26.0	26.6	27.3	27.4	27.6	27.7
栃 木 県	24.4	25.0	25.3	25.5	26.1	26.6	27.2	27.4	27.6	27.7
群 埼 県	24.8	25.3	25.5	25.7	26.2	26.6	27.3	27.6	27.7	27.9
埼 千 県	24.9	25.5	25.7	25.8	26.3	27.1	27.8	27.9	28.2	28.3
東 神 奈 県	25.5	26.1	26.3	26.7	27.3	28.0	28.7	28.9	29.2	29.3
新 富 石 県	24.4	25.1	25.5	25.8	26.2	26.7	27.3	27.6	27.7	27.9
福 川 県	23.8	24.3	24.8	25.2	25.7	26.6	27.4	27.6	27.7	27.9
井 川 県	23.8	24.2	24.7	25.2	25.8	26.7	27.4	27.6	27.8	28.0
福 山 県	23.7	24.3	24.8	25.3	25.9	26.7	27.2	27.3	27.4	27.6
山 梨 県	25.0	25.6	25.9	26.1	26.5	27.2	27.6	28.0	28.0	28.3
長 野 県	25.2	25.8	26.0	26.3	26.6	27.2	27.7	27.9	28.2	28.3
岐 静 県	24.2	24.6	24.9	25.4	25.8	26.6	27.2	27.4	27.5	27.6
静 爽 県	24.4	25.0	25.3	25.7	26.2	26.8	27.4	27.6	27.8	27.9
愛 三 県	24.3	24.7	24.9	25.4	25.9	26.8	27.4	27.6	27.8	27.9
滋 茨 県	24.2	24.5	24.7	25.2	25.8	26.5	27.2	27.3	27.5	27.7
京 都 県	24.5	25.1	25.1	25.5	26.0	26.7	27.3	27.5	27.7	27.9
大 阪 県	25.0	25.5	25.7	26.0	26.4	27.2	27.8	28.1	28.3	28.4
兵 庫 県	24.9	25.4	25.7	26.2	27.1	27.8	28.0	28.2	28.3	28.3
奈 歌 県	24.7	25.2	25.4	25.7	26.1	27.0	27.7	27.8	28.0	28.2
奈 良 県	24.7	25.2	25.3	25.7	26.2	27.1	27.6	27.8	28.0	28.1
和 鳥 県	24.4	24.7	24.8	25.3	25.8	26.5	27.2	27.2	27.4	27.6
鳥 島 県	24.3	24.8	25.3	25.6	26.0	26.4	26.8	27.3	27.3	27.4
島 取 県	24.5	25.0	25.3	25.7	25.9	26.6	27.0	27.2	27.4	27.5
根 岡 県	24.1	24.5	24.9	25.2	25.6	26.3	27.0	27.1	27.4	27.5
岡 広 県	24.4	24.9	25.2	25.4	25.9	26.7	27.3	27.5	27.6	27.8
山 島 県	24.5	25.0	25.3	25.5	25.8	26.5	27.1	27.2	27.3	27.5
口 島 県	24.0	24.5	25.0	25.3	25.7	26.3	26.9	27.2	27.5	27.6
徳 島 県	24.2	24.5	24.9	25.1	25.5	26.2	26.9	27.3	27.3	27.7
香 優 県	24.3	24.8	25.2	25.6	25.9	26.6	27.1	27.2	27.4	27.5
愛 知 県	24.4	25.1	25.6	26.0	26.0	26.7	27.4	27.8	27.9	27.9
高 福 県	24.9	25.5	25.8	26.1	26.4	27.0	27.6	27.7	28.0	28.0
福 佐 県	24.5	25.1	25.5	25.9	26.3	26.5	27.0	27.0	27.4	27.6
佐 長 県	24.7	25.4	25.9	26.3	26.6	26.9	27.5	27.2	27.7	27.8
熊 本 県	24.5	25.1	25.6	26.0	26.3	26.7	27.2	27.3	27.3	27.6
大 分 県	24.4	25.0	25.4	25.9	26.2	26.7	27.4	27.5	27.8	27.7
宮 崎 県	24.3	25.0	25.6	26.1	26.2	26.4	27.0	27.2	27.3	27.4
鹿児 県	24.7	25.2	25.7	26.3	26.6	26.7	27.2	27.2	27.4	27.5
沖 縄 県	24.5	25.2	25.8	26.1	26.2	26.5	27.2	27.4	27.7	27.9

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

資料⑦ 都道府県別生涯未婚率推移

【男性】

(単位: %)

都道府県	1920年	1930年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年
全国	2.17	1.68	1.74	1.46	1.26	1.70	2.60	5.57	12.57	15.96
北海道	2.47	1.37	1.53	1.35	1.03	1.33	2.13	4.28	10.06	14.03
青森県	1.08	0.81	0.83	0.93	0.78	1.07	1.52	3.97	11.77	16.70
岩手県	1.18	1.07	1.17	1.04	0.96	1.19	1.61	4.59	13.50	18.78
宮城县	1.32	1.25	1.28	1.25	0.96	1.29	1.73	4.19	11.26	15.65
秋田県	1.30	1.00	1.15	1.17	1.03	1.14	1.67	4.07	11.47	16.06
山形県	1.76	1.31	1.40	1.31	1.12	1.16	1.63	4.11	11.35	14.94
福島県	1.65	1.20	1.46	1.27	1.09	1.33	1.94	5.12	12.61	16.57
茨城県	1.26	1.17	1.35	1.51	1.19	1.51	2.42	5.12	12.09	16.17
栃木県	1.73	1.41	1.54	1.38	1.17	1.56	2.44	5.39	12.59	16.26
群馬県	1.81	1.31	1.47	2.15	1.13	1.53	2.46	5.95	13.37	16.74
埼玉県	1.83	1.60	1.76	1.56	1.23	1.62	2.26	5.23	12.71	16.09
千葉県	1.76	1.49	1.70	1.59	1.52	1.77	2.42	5.25	12.21	15.91
東京都	3.78	2.51	2.39	1.99	1.61	2.77	4.78	10.49	19.26	21.20
神奈川県	3.46	2.31	2.18	1.94	1.54	2.23	3.20	6.90	14.49	17.86
新潟県	1.82	1.43	1.45	1.31	1.08	1.23	1.74	4.28	12.83	17.19
富山県	1.13	1.08	1.10	0.91	0.74	0.90	1.51	3.00	10.75	14.02
石川県	1.63	1.30	1.34	1.03	0.96	1.02	1.47	3.09	9.24	12.73
福井県	1.80	1.34	1.32	1.05	0.97	1.27	1.48	3.16	9.44	12.79
山梨県	1.50	1.13	1.34	1.13	1.15	1.61	2.78	6.01	13.05	16.30
長野県	1.80	1.51	1.46	1.13	1.04	1.30	2.02	4.53	11.79	15.51
岐阜県	2.65	2.11	1.82	1.37	1.15	1.20	1.54	3.19	8.98	12.01
静岡県	1.60	1.35	1.36	1.24	1.07	1.47	2.23	5.35	12.79	16.55
愛知県	1.75	1.46	1.57	1.12	1.06	1.54	2.22	4.94	12.24	15.16
三重県	2.08	1.89	1.80	1.31	1.26	1.50	1.92	3.86	9.65	12.74
滋賀県	2.09	2.04	1.89	1.36	1.30	1.35	1.79	3.33	8.76	11.53
京都府	2.41	2.24	1.92	1.52	1.32	1.95	2.73	4.83	11.90	14.45
大阪府	2.68	2.22	2.30	1.63	1.42	2.15	3.44	6.43	13.77	16.48
兵庫県	2.38	1.73	1.70	1.41	1.24	1.77	2.60	4.91	10.96	13.73
奈良県	2.48	1.98	2.02	1.79	1.57	1.63	1.92	2.74	7.43	10.30
和歌山县	2.81	2.18	2.07	1.81	1.82	2.05	3.04	5.30	10.68	12.96
鳥取県	1.74	1.18	1.21	1.18	1.10	1.12	1.72	3.70	10.78	14.75
島根県	2.28	1.86	1.90	1.55	1.44	1.53	2.30	4.62	12.53	16.30
岡山県	1.76	1.38	1.44	1.25	1.38	1.47	2.02	3.88	10.01	13.16
広島県	1.71	1.43	1.67	1.30	1.13	1.49	2.34	4.33	10.54	13.77
山口県	2.63	2.35	2.48	1.72	1.39	1.74	2.61	4.89	11.50	15.11
徳島県	2.76	2.23	2.02	1.60	1.48	1.69	2.33	4.79	10.94	14.94
香川県	2.21	1.75	1.71	1.52	1.24	1.50	2.08	4.08	10.54	13.68
愛媛県	1.70	1.30	1.50	1.29	1.37	1.45	2.24	4.65	11.62	15.17
高知県	2.22	1.56	1.64	1.77	1.65	2.00	3.18	6.88	14.76	18.71
福岡県	2.14	1.58	1.62	1.26	1.10	1.54	2.46	4.59	10.91	14.31
佐賀県	1.41	0.95	1.36	1.15	1.10	1.33	1.89	3.53	10.04	13.95
長崎県	2.70	1.94	2.19	1.70	1.36	1.69	2.47	4.69	11.28	15.48
熊本県	2.32	1.84	2.04	1.71	1.50	1.79	2.24	4.54	10.65	14.51
大分県	1.97	1.44	1.37	1.17	1.08	1.29	1.87	3.62	9.48	13.44
宮崎県	2.50	1.78	1.50	1.32	1.17	1.44	1.83	4.06	10.40	14.44
鹿児島県	2.38	1.82	1.89	1.47	1.68	2.02	2.80	5.68	12.72	17.15
沖縄県	3.74	2.34	2.54	2.47	1.78	2.17	4.75	10.14	18.17	22.29

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」

(注) 生涯未婚率は50才時点での未婚率。

【女性】

(単位: %)

都道府県	1920年	1930年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2005年
全 国	1.80	1.48	1.47	1.35	1.87	3.33	4.45	4.33	5.82	7.25
北 海 道	0.78	0.55	0.76	0.82	1.31	2.19	3.33	4.07	6.95	9.26
青 森 県	1.04	0.98	1.26	1.20	1.56	2.68	3.43	3.63	5.27	6.76
岩 手 県	0.98	0.87	1.02	1.02	1.65	2.70	3.39	3.51	5.22	6.63
宮 城 県	0.96	0.97	0.98	0.98	1.44	2.75	3.43	3.58	5.00	6.39
秋 田 県	0.86	0.82	1.15	0.99	1.36	2.25	2.91	3.10	4.44	5.41
山 形 県	1.61	1.45	1.47	1.38	1.77	2.75	2.99	2.96	3.82	4.65
福 岡 県	1.01	0.91	1.15	0.99	1.44	2.58	2.94	3.55	4.82	5.83
茨 城 県	0.84	0.86	1.05	1.12	1.39	2.10	2.51	2.61	3.56	4.74
栃 木 県	1.43	1.32	1.43	1.25	1.56	2.63	3.20	3.41	4.18	5.18
群 鹿 県	1.31	1.25	1.31	1.73	1.75	3.07	3.81	4.12	5.07	6.27
埼 千 県	1.65	1.46	1.57	1.31	1.65	2.72	3.52	2.97	4.38	5.85
東 神 奈 県	1.27	1.14	1.31	1.25	1.91	3.01	3.62	3.13	4.55	6.12
新 千 県	3.03	2.17	2.01	1.99	2.98	5.78	8.62	8.26	10.97	12.56
富 京 県	1.89	1.50	1.40	1.50	2.05	3.57	4.65	4.02	5.84	7.56
石 川 県	2.03	1.79	1.66	1.38	1.84	2.78	3.34	3.38	4.47	5.68
福 山 岛 県	1.50	1.37	1.30	1.12	1.18	1.71	2.22	2.37	3.12	4.17
山 長 岐 県	2.84	1.95	1.42	1.33	1.54	2.40	3.00	3.15	3.66	4.75
井 野 県	2.20	1.57	1.44	1.62	1.36	2.10	2.34	2.61	3.00	3.78
梨 静 県	1.02	1.06	1.04	1.10	1.44	2.61	3.34	3.65	4.92	6.14
長 岩 県	1.44	1.36	1.25	1.34	1.99	3.42	4.08	3.70	4.57	5.92
岐 静 県	2.06	1.70	1.50	1.21	1.64	2.67	3.30	2.90	3.48	4.37
静 爽 県	1.09	0.98	1.00	1.08	1.60	3.21	3.79	3.38	4.53	5.95
愛 知 県	2.41	1.90	1.83	1.54	2.04	3.63	4.67	3.46	4.29	5.54
重 賀 県	2.14	1.95	1.90	1.56	2.06	3.74	3.87	3.08	3.79	4.79
滋 賀 県	2.82	2.59	1.97	1.57	1.91	2.95	3.21	2.52	3.04	4.15
京 都 県	2.31	2.22	1.89	1.79	2.44	4.55	6.39	5.30	6.61	8.05
大 阪 県	2.30	1.64	1.60	1.48	2.15	4.14	5.87	5.07	7.18	9.07
大 兵 庫 県	1.56	1.19	1.30	1.23	1.78	3.31	4.70	4.41	5.78	7.23
奈 和 歌 県	2.06	1.65	1.56	1.57	2.01	3.18	3.59	3.10	4.39	5.74
良 山 県	2.17	1.49	1.58	1.43	2.14	3.70	4.22	3.90	5.28	6.44
鳥 島 県	1.11	0.86	0.89	0.91	1.28	2.51	3.05	3.39	4.30	5.21
島 岡 県	1.44	1.23	1.03	1.04	1.38	2.35	2.92	3.22	4.23	5.04
岡 山 県	1.14	0.82	0.85	0.87	1.27	2.24	3.00	3.18	4.21	5.38
廣 岸 県	1.90	1.32	1.17	0.94	1.26	2.18	3.21	3.55	4.63	6.09
山 口 県	1.95	1.49	1.30	1.15	1.49	2.61	3.54	3.98	5.44	6.77
山 岛 県	1.91	1.46	1.33	1.09	1.45	2.29	2.97	3.63	5.01	6.21
香 岸 県	1.83	1.32	1.22	1.17	1.43	2.45	2.99	3.53	4.68	5.52
愛 高 県	1.35	1.00	1.07	1.13	1.51	2.89	3.98	4.56	6.45	7.67
高 知 県	1.22	1.07	1.34	1.31	1.91	3.49	4.27	5.02	7.38	9.04
福 岡 県	1.58	1.23	1.20	1.16	1.67	3.19	4.96	5.58	7.56	9.00
佐 賀 県	1.01	0.81	1.02	0.99	1.36	2.84	3.64	4.26	6.01	7.16
長 崎 県	2.09	1.70	1.86	1.61	2.07	3.40	4.48	5.02	7.53	8.91
熊 本 県	3.28	2.72	2.44	2.08	2.62	4.28	5.00	5.20	6.72	7.92
大 分 県	2.09	1.57	1.29	0.97	1.51	2.80	3.79	4.33	5.51	6.86
宮 岐 県	1.47	1.28	1.35	1.05	1.66	3.19	3.91	4.40	5.80	6.92
鹿 尾 県	3.15	2.75	2.86	2.26	3.12	4.81	5.28	5.36	6.49	7.75
沖 縄 県	1.80	1.36	2.18	1.65	1.27	2.03	3.91	6.00	8.61	9.73

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」

(注) 生涯未婚率は50才時点での未婚率。

資料⑧ 都道府県別人口増減率推移（年平均）

都道府県		(単位: %)										
		1950～ 55年	1955～ 60年	1960～ 65年	1965～ 70年	1970～ 75年	1975～ 80年	1980～ 85年	1985～ 90年	1990～ 95年	1995～ 2000年	2000～ 2005年
全	国	1.4	0.9	1.0	1.1	1.4	0.9	0.7	0.4	0.3	0.2	0.1
北	海	2.1	1.1	0.5	0.1	0.6	0.9	0.4	0.1	0.2	0.0	0.2
青	森	1.5	0.6	0.1	0.2	0.6	0.7	0.0	0.6	0.0	0.1	0.5
岩	宮	1.2	0.3	0.5	0.6	0.2	0.5	0.2	0.2	0.0	0.1	0.4
秋	山	0.8	0.2	0.1	0.7	1.5	1.3	0.9	0.7	0.7	0.3	0.0
福	茨	0.6	0.2	0.9	0.6	0.1	0.4	0.0	0.4	0.2	0.4	0.8
栃	木	0.3	0.4	0.7	0.4	0.3	0.7	0.4	0.2	0.3	0.1	0.3
群	馬	0.2	0.2	0.1	0.8	1.8	1.8	1.3	0.9	0.8	0.2	0.1
埼	玉	0.0	0.4	0.1	0.8	1.5	1.1	0.8	0.7	0.5	0.2	0.1
千	東	0.2	0.4	0.3	0.7	1.2	1.0	0.8	0.5	0.4	0.2	0.0
東	神	1.1	1.4	4.4	5.1	4.5	2.4	1.6	1.8	1.1	0.5	0.3
新	奈	0.6	0.9	3.2	4.5	4.3	2.7	1.7	1.5	0.9	0.4	0.4
富	京	5.1	3.8	2.3	1.0	0.5	0.1	0.4	0.0	0.1	0.5	0.8
石	川	3.3	3.4	5.2	4.3	3.2	1.6	1.4	1.4	0.7	0.6	0.7
福	湯	0.1	0.3	0.4	0.3	0.3	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.4
山	山	0.2	0.2	0.1	0.1	0.8	0.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.2
井	川	0.2	0.2	0.2	0.4	1.3	0.9	0.6	0.2	0.3	0.0	0.1
梨	井	0.0	0.0	0.1	0.2	0.8	0.5	0.6	0.2	0.1	0.1	0.2
長	野	0.1	0.6	0.5	0.0	0.6	0.5	0.7	0.5	0.7	0.1	0.1
岐	阜	0.4	0.4	0.2	0.0	0.6	0.7	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2
静	岡	0.5	0.7	0.8	0.7	1.2	1.0	0.7	0.4	0.3	0.1	0.0
愛	知	1.4	0.8	1.1	1.2	1.4	0.8	0.7	0.5	0.4	0.2	0.1
三	重	2.1	2.2	2.7	2.3	1.9	1.0	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6
滋	賀	0.3	0.0	0.4	0.4	1.1	0.7	0.7	0.5	0.5	0.2	0.1
京	都	0.2	0.3	0.3	0.8	2.1	1.8	1.4	1.1	1.0	0.9	0.6
大	阪	1.1	0.6	1.1	1.4	1.5	0.8	0.5	0.1	0.2	0.1	0.0
兵	庫	3.7	3.6	3.9	2.7	1.7	0.5	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0
奈	良	1.8	1.5	2.0	1.6	1.4	0.6	0.5	0.5	0.0	0.5	0.1
歌	山	0.3	0.1	1.1	2.4	3.0	2.3	1.5	1.1	0.8	0.2	0.3
和	取	0.5	0.1	0.5	0.3	0.6	0.3	0.0	0.2	0.1	0.2	0.6
鳥	根	0.5	0.5	0.7	0.4	0.4	0.8	0.4	0.0	0.0	0.1	0.2
島	岡	0.4	0.9	1.6	1.2	0.1	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5
岡	山	0.3	0.2	0.3	0.7	1.2	0.6	0.5	0.1	0.3	0.0	0.1
広	島	0.6	0.3	0.9	1.3	1.7	0.7	0.6	0.2	0.2	0.0	0.0
山	島	0.9	0.1	0.7	0.4	0.6	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.5
山	口	0.0	0.7	0.8	0.6	0.4	0.5	0.2	0.1	0.0	0.2	0.4
德	島	0.1	0.5	0.4	0.2	1.2	0.8	0.5	0.0	0.1	0.1	0.2
香	川	0.3	0.5	0.7	0.4	0.7	0.6	0.3	0.2	0.1	0.2	0.3
愛	媛	0.2	0.6	1.0	0.6	0.5	0.6	0.2	0.4	0.2	0.1	0.4
高	知	1.8	0.8	0.2	0.3	1.3	1.2	0.7	0.4	0.5	0.3	0.1
福	島	0.6	0.6	1.6	0.8	0.0	0.7	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2
佐	賀	0.6	0.6	1.6	0.8	0.0	0.2	0.0	0.4	0.2	0.2	0.5
長	崎	1.2	0.2	1.4	0.9	0.0	0.2	0.0	0.4	0.2	0.4	0.5
熊	本	0.7	0.4	0.9	0.8	0.2	0.9	0.5	0.0	0.2	0.0	0.2
大	分	0.4	0.6	0.9	0.5	0.6	0.6	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2
宮	崎	0.9	0.1	1.0	0.6	0.6	1.2	0.4	0.1	0.1	0.1	0.3
鹿	島	2.5	0.8	1.1	1.4	0.1	0.7	0.4	0.2	0.0	0.1	0.4
沖	繩	2.6	2.0	1.1	0.2	2.0	1.2	1.3	0.7	0.8	0.7	0.7

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」

資料⑨ 都道府県別（人口）自然増加率推移

(単位:%)

都道府県	1960～ 65年	1965～ 70年	1970～ 75年	1975～ 80年	1980～ 85年	1985～ 90年	1990～ 95年	1995～ 2000年	2000～ 2005年
全 国	5.3	5.7	6.4	4.6	3.3	2.2	1.4	1.0	0.5
北 海 道	6.2	5.7	6.0	4.8	3.4	2.1	1.2	0.5	0.1
青 森	6.4	5.9	5.6	4.4	3.3	2.0	0.9	0.2	0.7
岩 手	5.1	4.4	4.4	4.0	3.0	1.7	0.8	0.0	0.7
宮 城	4.9	4.7	5.6	5.1	4.1	2.8	1.7	1.2	0.6
秋 田	4.1	3.3	3.4	3.3	2.3	1.0	0.1	0.9	1.8
山 形	3.5	2.8	3.2	3.2	2.4	1.5	0.4	0.2	0.9
福 岐	4.5	3.6	4.3	4.1	3.3	2.3	1.3	0.6	0.1
茨 茅	4.2	4.4	5.7	4.6	3.6	2.4	1.5	1.1	0.5
栃 群	4.1	4.3	5.8	4.7	3.5	2.4	1.3	0.9	0.5
埼 竜	4.2	4.6	5.7	4.4	3.1	2.0	1.4	1.0	0.4
千 東	6.8	9.3	10.2	6.4	4.3	3.0	2.5	2.1	1.4
新 神	5.7	7.4	8.8	6.0	4.3	2.9	2.0	1.7	1.1
奈 々	7.4	7.8	7.3	4.5	3.2	2.0	1.2	0.8	0.5
新 潟	8.1	9.4	9.5	6.1	4.2	3.1	2.3	2.1	1.6
富 山	3.9	3.8	4.3	3.7	2.6	1.6	0.7	0.2	0.6
石 福	3.5	4.0	5.1	3.5	2.1	1.2	0.4	0.2	0.2
井 井	3.9	4.5	5.9	4.3	3.0	1.8	1.1	0.9	0.4
梨 井	4.0	3.7	4.7	3.7	2.8	2.0	1.2	0.8	0.2
長 野	4.0	3.9	4.1	3.2	2.3	1.7	1.2	0.8	0.1
岐 阿	3.4	3.5	4.3	3.5	2.3	1.5	0.9	0.6	0.0
静 美	5.1	5.2	5.9	4.2	3.0	2.0	1.3	1.0	0.5
義 長	5.6	5.8	6.7	4.9	3.6	2.5	1.6	1.2	0.7
三 重	6.9	7.8	8.5	5.7	4.1	3.1	2.3	2.2	1.7
滋 賀	4.3	4.2	5.0	3.5	2.5	1.7	1.0	0.8	0.3
京 丹	3.6	3.9	5.8	4.9	3.8	2.8	1.9	1.9	1.6
大 阪	4.5	5.5	6.3	4.3	2.8	1.7	0.9	0.8	0.3
兵 庫	8.0	8.8	8.6	5.2	3.6	2.5	1.8	1.7	1.0
奈 々	5.8	6.4	7.0	4.6	3.2	2.0	1.2	1.2	0.6
良 山	4.0	5.2	6.5	4.4	3.2	2.1	1.3	1.1	0.4
和 島	4.0	4.1	4.6	2.9	1.9	0.9	0.1	0.1	0.9
島 島	3.1	2.4	3.5	3.1	2.5	1.5	0.4	0.1	0.5
岡 広	2.4	1.9	2.5	2.2	1.7	0.9	0.1	0.7	1.2
山 島	3.1	3.7	5.1	3.6	2.6	1.5	0.8	0.6	0.2
島 口	4.1	5.0	6.4	4.4	3.1	2.0	1.2	0.8	0.4
島 島	3.5	3.6	4.4	3.1	2.1	0.9	0.1	0.5	1.0
德 香	2.8	2.4	3.2	2.6	2.1	1.1	0.1	0.3	1.0
香 愛	2.9	3.1	4.6	3.5	2.4	1.3	0.3	0.2	0.2
愛 高	3.8	3.4	4.3	3.4	2.4	1.3	0.4	0.1	0.7
高 福	2.4	1.9	2.9	2.0	1.5	0.5	0.4	0.8	1.3
福 佐	4.7	5.1	5.7	4.7	3.6	2.2	1.3	1.0	0.5
佐 長	4.0	3.6	3.9	3.6	3.0	1.9	0.9	0.5	0.0
長 熊	5.2	4.5	4.6	3.8	3.1	2.0	1.0	0.4	0.3
熊 本	4.0	3.3	3.4	3.4	2.9	1.9	0.9	0.5	0.1
大 分	3.3	2.9	3.8	3.3	2.3	1.2	0.4	0.0	0.5
分 崎	4.8	4.0	4.6	4.4	3.4	2.1	1.2	0.7	0.0
崎 島	4.1	2.8	2.7	2.7	2.5	1.5	0.4	0.2	0.7
島 繩	9.7	8.6	9.1	7.6	6.7	5.6	4.1	3.6	3.1

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」

(注) 各期間の自然増加数を、期首人口で除して算出。

資料⑩ 都道府県別人口構成推移

(単位:%)

	1975年			1990年			2005年		
	~14才	15~64才	65才~	~14才	15~64才	65才~	~14才	15~64才	65才~
全 国	24.3	67.7	7.9	18.2	69.5	12.0	13.8	66.1	20.2
北 海 道	24.6	68.5	6.9	18.3	69.5	12.0	12.8	65.8	21.5
青 森 県	25.9	66.6	7.5	19.5	67.5	12.9	13.9	63.4	22.7
岩 手 県	24.4	67.0	8.5	19.0	66.4	14.5	13.8	61.6	24.6
宮 岐 県	23.6	68.7	7.7	19.5	68.3	11.9	13.8	66.2	20.0
秋 田 県	22.2	68.9	8.9	17.9	66.5	15.6	12.4	60.6	26.9
山 形 県	21.8	68.1	10.1	18.6	65.1	16.3	13.7	60.8	25.5
福 島 県	24.0	66.8	9.2	20.1	65.5	14.3	14.7	62.6	22.7
茨 城 県	24.8	66.8	8.4	19.6	68.3	11.9	14.2	66.4	19.4
栃 木 県	24.4	67.3	8.3	19.6	68.0	12.3	14.2	66.4	19.4
群 崎 県	24.3	66.9	8.8	18.7	68.2	13.0	14.4	65.0	20.6
千 奈 県	27.8	66.9	5.3	18.7	72.8	8.3	14.0	69.5	16.4
東 神 県	26.5	67.1	6.3	18.6	71.9	9.2	13.6	68.9	17.6
新 潟 県	22.0	71.6	6.3	14.6	74.1	10.5	11.5	70.0	18.5
富 能 県	25.5	69.2	5.3	17.2	73.6	8.8	13.5	69.6	16.9
石 川 県	23.3	67.1	9.6	18.7	66.0	15.3	13.6	62.4	23.9
福 山 市	23.0	67.5	9.5	17.5	67.3	15.1	13.5	63.3	23.3
石 川 市	24.1	66.7	9.1	18.5	67.5	13.8	14.2	64.9	20.9
福 山 市	23.6	66.2	10.1	18.9	66.2	14.8	14.7	62.7	22.6
山 長 市	23.9	65.9	10.2	18.3	66.8	14.8	14.4	63.7	21.9
岐 静 市	23.0	66.3	10.7	18.2	65.7	16.1	14.4	61.8	23.8
長 岐 市	24.8	66.6	8.6	18.8	68.5	12.7	14.5	64.5	21.0
岐 静 市	24.9	67.2	7.9	18.9	68.9	12.1	14.2	65.3	20.6
愛 三 市	25.9	67.7	6.3	18.5	71.5	9.8	14.8	67.9	17.3
滋 賀 市	23.7	66.4	9.9	18.4	68.0	13.6	14.3	64.2	21.5
京 大 市	24.2	66.5	9.3	20.4	67.4	12.0	15.5	66.5	18.1
大 阪 市	23.1	67.9	9.0	17.2	69.8	12.6	13.1	66.7	20.2
大 阪 市	25.6	68.3	6.0	17.2	72.7	9.7	13.8	67.5	18.7
兵 庫 市	24.5	67.5	7.9	18.3	69.4	11.9	14.3	65.8	19.9
奈 良 市	24.2	67.2	8.5	18.6	69.7	11.6	13.9	66.1	20.0
和 歌 市	23.5	66.1	10.4	17.9	66.7	15.3	13.8	62.1	24.1
鳥 島 市	22.1	66.8	11.1	19.2	64.5	16.2	14.0	61.9	24.1
島 取 市	21.9	65.7	12.5	18.4	63.3	18.2	13.6	59.3	27.1
岡 山 市	23.0	66.4	10.7	18.3	66.8	14.8	14.1	63.4	22.5
岡 広 市	23.9	67.2	8.9	18.4	68.0	13.4	14.1	64.9	21.0
山 島 市	22.9	67.0	10.2	17.7	66.3	15.9	13.2	61.8	25.0
山 島 市	22.1	67.2	10.7	18.0	66.3	15.5	13.1	62.6	24.4
山 德 市	22.2	67.2	10.5	18.1	66.5	15.4	13.8	62.9	23.3
高 愛 市	23.5	66.1	10.4	18.5	66.0	15.4	13.7	62.4	24.0
高 福 市	21.4	66.3	12.2	17.5	65.0	17.2	12.9	61.2	25.9
佐 高 市	23.3	68.3	8.3	18.9	68.3	12.4	14.0	66.2	19.9
佐 長 市	24.1	65.1	10.7	20.2	64.6	15.1	15.2	62.1	22.6
熊 本 市	25.7	64.8	9.5	20.3	65.0	14.7	14.6	61.8	23.6
大 分 市	23.2	66.2	10.7	19.3	65.1	15.4	14.3	61.9	23.8
大 宮 市	23.1	66.4	10.6	18.7	65.7	15.5	13.6	62.1	24.3
鹿 崎 市	24.5	66.0	9.5	20.5	65.1	14.2	14.7	61.8	23.5
鹿 沖 市	23.8	64.7	11.5	19.9	63.4	16.6	14.4	60.8	24.8
鹿 沖 市	31.3	61.6	7.0	24.5	64.9	9.9	18.7	65.2	16.1

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2007年版」

(原資料) 総務省「国勢調査」

資料⑪ 都道府県別将来人口推計

(単位:1,000人、%)

	2005年		2020年			2035年		
	総人口	65才以上構成比	総人口	2005年比 増減率	65才以上構成比	総人口	2005年比 増減率	65才以上構成比
全 国	127,768	20.2	122,735	・ 3.9	29.2	110,679	・ 13.4	33.7
北 海 道	5,628	21.5	5,166	・ 8.2	32.2	4,413	・ 21.6	37.4
青 森 県	1,437	22.7	1,266	・ 11.9	32.8	1,051	・ 26.9	38.2
岩 手 県	1,385	24.6	1,234	・ 10.9	33.2	1,040	・ 24.9	37.5
宮 城 県	2,360	20.0	2,231	・ 5.5	28.8	1,982	・ 16.0	33.8
秋 田 県	1,146	26.9	975	・ 14.9	36.5	783	・ 31.7	41.0
山 形 県	1,216	25.5	1,084	・ 10.9	32.8	925	・ 23.9	36.3
福 岐 県	2,091	22.7	1,902	・ 9.0	30.9	1,649	・ 21.1	35.5
茨 城 県	2,975	19.4	2,790	・ 6.2	30.1	2,451	・ 17.6	35.2
栃 木 県	2,017	19.4	1,934	・ 4.1	28.8	1,744	・ 13.5	33.6
群 木 県	2,024	20.6	1,908	・ 5.7	29.9	1,699	・ 16.1	33.9
埼 玉 県	7,054	16.4	6,923	・ 1.9	28.3	6,258	・ 11.3	33.8
千 古 岛 県	6,056	17.6	6,008	・ 0.8	28.9	5,498	・ 9.2	34.2
東 神 奈 県	12,577	18.5	13,104	4.2	25.5	12,696	0.9	30.7
新 富 石 県	8,792	16.9	8,993	2.3	26.2	8,525	・ 3.0	31.9
富 石 県	2,431	23.9	2,193	・ 9.8	32.6	1,875	・ 22.9	36.6
石 川 県	1,112	23.3	1,019	・ 8.4	32.8	880	・ 20.9	36.0
福 井 県	1,174	20.9	1,093	・ 6.9	30.5	960	・ 18.2	34.5
山 井 県	822	22.6	763	・ 7.2	30.5	676	・ 17.8	34.0
長 梨 県	885	21.9	829	・ 6.3	30.1	739	・ 16.5	35.3
岐 静 県	2,196	23.8	2,021	・ 8.0	31.7	1,770	・ 19.4	35.6
静 爽 県	2,107	21.0	1,984	・ 5.8	30.0	1,761	・ 16.4	33.6
愛 知 県	3,792	20.6	3,623	・ 4.5	30.1	3,242	・ 14.5	34.6
三 愛 県	7,255	17.3	7,359	1.4	25.7	6,991	・ 3.6	29.7
滋 賀 県	1,867	21.5	1,779	・ 4.7	29.7	1,600	・ 14.3	33.5
京 都 県	1,380	18.1	1,401	1.5	26.1	1,341	・ 2.8	29.9
大 阪 県	2,648	20.2	2,533	・ 4.3	29.2	2,274	・ 14.1	32.3
大 阪 県	8,817	18.7	8,358	・ 5.2	29.0	7,378	・ 16.3	33.3
兵 府 県	5,591	19.9	5,355	・ 4.2	29.7	4,799	・ 14.2	34.3
奈 和 県	1,421	20.0	1,298	・ 8.7	31.6	1,104	・ 22.3	36.8
歌 岩 県	1,036	24.1	898	・ 13.3	33.9	738	・ 28.8	38.6
和 烏 県	607	24.1	561	・ 7.6	31.6	495	・ 18.5	34.5
鳥 島 県	742	27.1	656	・ 11.6	34.9	554	・ 25.3	37.3
岡 岸 県	1,957	22.5	1,864	・ 4.8	30.8	1,677	・ 14.3	33.4
廣 島 県	2,877	21.0	2,706	・ 5.9	30.6	2,393	・ 16.8	34.5
山 口 県	1,493	25.0	1,321	・ 11.5	34.9	1,103	・ 26.1	37.4
德 島 県	810	24.4	730	・ 9.9	33.3	622	・ 23.2	36.7
香 川 県	1,012	23.3	927	・ 8.4	32.5	802	・ 20.8	35.9
愛 媛 県	1,468	24.0	1,323	・ 9.9	33.2	1,127	・ 23.2	37.0
高 知 県	796	25.9	708	・ 11.1	34.6	596	・ 25.1	37.4
福 賀 県	5,050	19.9	4,884	・ 3.3	28.8	4,440	・ 12.1	32.6
佐 長 県	866	22.6	804	・ 7.2	30.5	712	・ 17.8	34.2
長 熊 県	1,479	23.6	1,319	・ 10.8	32.7	1,117	・ 24.5	37.4
熊 本 県	1,842	23.8	1,712	・ 7.1	31.7	1,510	・ 18.0	35.6
大 分 県	1,210	24.3	1,115	・ 7.9	32.9	971	・ 19.8	35.6
宮 崎 県	1,153	23.5	1,055	・ 8.5	32.9	912	・ 20.9	36.9
鹿 尾 県	1,753	24.8	1,595	・ 9.0	31.8	1,389	・ 20.8	35.9
沖 繩 県	1,362	16.1	1,429	4.9	22.6	1,422	4.4	27.7

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(2007/5月)

資料⑫ 諸外国の合計特殊出生率推移

国・地域	2005年 人口(1,000人)	1960～ 1965年	1965～ 1970年	1970～ 1975年	1975～ 1980年	1980～ 1985年	1985～ 1990年	1990～ 1995年	1995～ 2000年	2000～ 2005年
日本	127,897	2.02	2.00	2.07	1.81	1.76	1.66	1.49	1.39	1.29
アメリカ	299,846	3.31	2.55	2.02	1.79	1.83	1.92	2.03	1.99	2.04
カナダ	32,271	3.68	2.61	1.98	1.73	1.63	1.62	1.69	1.56	1.52
オーストラリア	20,310	3.27	2.87	2.54	1.99	1.91	1.86	1.86	1.78	1.76
イギリス	60,245	2.81	2.52	2.04	1.72	1.80	1.81	1.78	1.70	1.70
スウェーデン	9,038	2.32	2.16	1.89	1.66	1.65	1.91	2.01	1.56	1.67
フランス	60,991	2.85	2.61	2.31	1.86	1.87	1.81	1.71	1.76	1.88
オランダ	16,328	3.17	2.80	2.06	1.60	1.52	1.56	1.58	1.60	1.73
ドイツ	82,652	2.49	2.32	1.64	1.52	1.46	1.43	1.31	1.34	1.35
イタリア	58,646	2.50	2.49	2.33	1.89	1.53	1.35	1.28	1.21	1.29
スペイン	43,397	2.89	2.92	2.86	2.57	1.89	1.47	1.27	1.18	1.29
中国	1,312,979	5.72	6.06	4.86	3.32	2.55	2.46	1.92	1.78	1.70
韓国	47,870	5.63	4.71	4.28	2.92	2.23	1.60	1.70	1.51	1.24
香港	7,057	5.31	4.02	2.89	2.32	1.80	1.31	1.29	1.08	0.94
シンガポール	4,327	4.93	3.46	2.62	1.87	1.69	1.71	1.76	1.57	1.35
フィリピン	84,566	6.85	6.50	6.00	5.50	4.95	4.55	4.14	3.72	3.54
タイ	63,003	6.39	5.90	4.96	3.76	2.85	2.27	2.00	1.90	1.83
マレーシア	25,653	6.72	5.94	5.15	4.16	4.24	4.00	3.47	3.10	2.87
インドネシア	226,063	5.62	5.57	5.30	4.73	4.11	3.40	2.90	2.55	2.38
ベトナム	85,029	7.25	7.25	6.70	5.89	4.50	4.02	3.30	2.50	2.32
ミャンマー	47,967	6.10	6.10	5.90	4.90	4.30	3.80	3.10	2.65	2.25
インド	1,134,403	5.82	5.61	5.26	4.89	4.50	4.15	3.86	3.46	3.11
バングラデシュ	153,281	6.85	6.60	6.15	5.60	5.25	4.63	4.12	3.50	3.22
パキスタン	158,081	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60	6.66	5.80	4.96	3.99
トルコ	72,970	6.19	5.70	5.30	4.72	4.15	3.28	2.90	2.57	2.23
エジプト	72,850	7.07	6.56	5.86	5.61	5.33	4.83	3.91	3.50	3.17
イラン	69,421	7.00	6.80	6.40	6.50	6.63	5.62	4.33	2.53	2.12
ナイジェリア	141,356	6.90	6.90	6.90	6.90	6.90	6.83	6.64	6.25	5.85
南アフリカ	47,939	6.30	5.70	5.47	5.00	4.56	3.85	3.34	2.95	2.80
メキシコ	104,266	6.75	6.75	6.50	5.25	4.25	3.63	3.19	2.67	2.40
コロンビア	44,946	6.76	6.18	5.00	4.34	3.69	3.17	2.93	2.70	2.47
ブラジル	186,831	6.15	5.38	4.72	4.31	3.80	3.10	2.60	2.45	2.35
アルゼンチン	38,747	3.09	3.05	3.15	3.44	3.15	3.05	2.90	2.63	2.35
ロシア	143,953	2.55	2.02	2.03	1.94	2.04	2.12	1.55	1.25	1.30
ウクライナ	46,918	2.20	2.04	2.16	2.00	2.02	2.03	1.64	1.23	1.15
ポーランド	38,196	2.65	2.27	2.25	2.26	2.33	2.15	1.89	1.48	1.25

(資料)国際連合「World Population Prospects: The 2006 Population Database」

提言作成に際し、ご協力いただいた方々

(順不同)

- ・兵庫県健康生活部少子局 局長 森 哲男氏
- ・社団法人日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会 各青年会議所様
- ・麗澤大学大学院国際経済研究科 教授 高 巍氏
- ・三ツ星ベルト株式会社 総務部長兼神戸事業所長 保井剛太郎氏
- ・株式会社アシックス 管理統括部人事チームマネージャー 針吉英樹氏
- ・オムロン株式会社 グループ戦略室C S R推進部 部長 矢島正敏氏
- ・P & G エクスターナルリレーションズマネージャー 岩原雅子氏

提言作成に際し参考とした資料

平成19年版少子化社会白書（内閣府、2007/12月）

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議、2007/12月）

ひょうご子ども未来プラン（兵庫県、2006/3月）

平成19年度神戸市男女共同参画年次報告書（神戸市、2007/11月）

「日本の未来は本当に大丈夫か」一改めて問う少子化対策（経済同友会、2007/4月）

少子化問題への総合的な対応を求める～人口減少下の新しい社会づくりに向けて～

（日本経済団体連合会、2007/3月）

今後の少子化対策・両立支援策の推進について（東京商工会議所、2007/7月）

出生率向上に向けて 企業発信の少子化対策～本当はみんな子供が3人ほしい～

（関西経済同友会、2006/5月）

ウェルカム・人口減少社会（藤正巖・古川俊之、2000/10月、文芸春秋）

子どもが減って何が悪い！（赤川学、2004/12月、筑摩書房）

未妊「産む」と決められない（河合蘭、2006/4月、日本放送出版協会）

少子化社会日本～もうひとつの格差のゆくえ（山田昌弘、2007/4月、岩波書店）

希望格差社会 「負け組」の絶望感が日本を引き裂く

（山田昌弘、2004/11月、筑摩書房）

少子化する高齢社会（金子勇、2006/2月、日本放送出版協会）

人口減・少子化社会の未来 雇用と生活の質を高める

（小峰隆夫・連合総合生活開発研究所、2007/5月、明石書店）

迷走する両立支援 いま、子どもをもって働くということ

（萩原久美子、2006/7月、太郎次郎社エディタス）

人口減少社会は怖くない（原田泰・鈴木準、2005/12月、日本評論社）

5年で出生率を上げる法 「企業」と「自治体」のユニーク子育て支援策

（岩渕勝良、2006/9月、中央法規出版）

現代人口学 少子高齢社会の基礎知識（阿藤誠、2000/11月、日本評論社）

子育て支援でシャカイが変わる（杉山千佳、2005/5月、日本評論社）

人口減少時代の社会保障改革（小塩隆士、2005/9月、日本経済新聞社）

ワークライフバランス社会へ（大沢真知子、2006/3月、岩波書店）

次世代育成支援と保育 子育ち・子育ての応援団になろう

（柏女靈峰、2005/4月、全国社会福祉協議会）

少子化克服への最終処方箋（島田晴雄・渥美由喜、2007/2月、ダイヤモンド社）

コンプライアンスの知識（高巖、2003/12月、日本経済新聞社）

C S R 推進ツール（日本経団連、2005/10月）

ほか

平成19年度提言特別委員会における研究活動および討議結果

平成19年

- 5月30日 第1回事前打合せ
6月22日 第2回事前打合せ
7月 3日 第1回委員会
・神戸大学経済経営研究所 所長・教授 後藤純一氏
「少子化と企業の社会的責任」
7月24日 提言特別小委員会
7月31日 第2回委員会
・麗澤大学大学院国際経済研究科 教授 高 嶽氏
「企業の社会的責任 経営の誠実さを競争力に変える」
9月 3日 第3回委員会
・オムロン㈱グループ戦略室CSR推進部 部長 矢島正敏氏
「企業が社会に果たす役割 -オムロンのCSRへの取組み-」
・三ツ星ベルト㈱ 総務部長兼神戸事業所長 保井剛太郎氏
「企業として、住民として～住民と共生によるまちづくり～」
9月25日 第4回委員会
・兵庫県健康生活部少子局 局長 森 哲男氏
「兵庫県における少子化問題への取り組み状況」
10月 9日 第5回委員会
・神戸大学経済経営研究所 准教授 相川康子氏
「少子化を考えるもうひとつの視点-地域政策と企業への期待-」
10月16日 提言特別小委員会
10月23日 第1回ブレーンストーミング
11月 5日 第6回委員会
・㈱アシックス 管理統括部人事チームマネージャー 針吉英樹氏
「当社の次世代育成計画 アシックスの取組み」
・P&G エクスター・ナルリレーションズマネージャー 岩原雅子氏
「P&Gにおけるダイバーシティ 一人ひとりがいきいきと活躍できる組織へ」
11月12日 提言特別小委員会
11月20日 第2回ブレーンストーミング
11月28日 提言特別小委員会
12月 3日 第7回委員会
12月17日 提言特別小委員会
12月26日 提言特別小委員会
- 平成20年
- 1月 15日 第8回委員会
提言特別小委員会
2月 6日 第9回委員会
2月15日 常任幹事会で承認

平成19年度 提言特別委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

委 員 長	森井 章二	神戸空港ターミナル㈱ 代表取締役社長
副 委 員 長	中内 仁	㈱神戸ポートピアホテル 代表取締役社長
特 別 委 員	後藤 純一	神戸大学経済経営研究所 所長・教授
"	相川 康子	神戸大学経済経営研究所 准教授
委 員	松田 茂樹	㈱マニックス 代表取締役社長
"	有永 篤	㈱大和研装社 代表取締役社長
"	池田 三郎	㈱コベルコパーソネル 代表取締役社長
"	太田垣英士	関西電力㈱ 執行役員神戸支店長
"	河野 忠友	カワノ㈱ 代表取締役社長
"	久保田一裕	大阪ガス㈱ 執行役員兵庫地域総支配人
"	佐伯 壽一	神鋼ケアライフ㈱ 代表取締役社長
"	清水 紀男	日本銀行 神戸支店長
"	高島 順一	㈱JTB西日本 神戸支店長
"	谷 和義	バンドー化学㈱ 代表取締役社長
"	徳田 正孝	㈱日本航空インターナショナル 神戸支店長
"	中野 友史	㈱アーバン・ヴィレッジ 代表取締役
"	西本 克彦	㈱ホテルオーネット神戸 代表取締役社長
"	野澤 信太	三ツ星ベルト㈱ 取締役副社長執行役員
"	羽場 俊文	住友信託銀行㈱ 神戸支店長
"	藤浪 芳子	昭和精機㈱ 代表取締役社長
"	渡辺 真二	早駒運輸㈱ 取締役社長
"	渡邊 百合	㈱マキシン 代表取締役社長
アドバイザー	小川 恵三	㈱さくらケーシーエス 代表取締役会長
"	矢崎 和彦	㈱フェリシモ 代表取締役社長
"	植村 武雄	小泉製麻㈱ 取締役社長
"	角田 嘉宏	特許業務法人有古特許事務所 所長(代表社員)
ワーキンググループ	天野 勝	㈱ロック・フィールド 社長室
"	石川 正一	㈱みなど銀行 企画部調査室長
"	岩出 真理	" 企画部調査室代理
"	岡 良祐	川崎重工業㈱ 総務部総務課上級専門職
"	神戸 宏明	㈱神戸製鋼所 業務部課長
"	大崎 和彦	" 業務部神戸業務グループ係長
"	木村 康平	㈱三井住友銀行 経営企画部金融調査室上席推進役
"	福岡 克也	" 経営企画部金融調査室室長代理
"	中村 政敏	東京海上日動火災保険㈱ 神戸支店課長
"	西谷 和博	㈱フェリシモ 経営企画部コーポレートスタイルデザイングループ主席課長
"	市川 美幸	" 総務部総務グループ主席主任
"	福寿 寛有	㈱神戸ポートピアホテル 人事部採用・教育・厚生 支配人
事 務 局	後藤 和夫	(社)神戸経済同友会 事務局長
"	本田 治朗	(社)神戸経済同友会 事務局次長

この提言書の表紙には、適切に管理された森から適切なルートをたどって
生まれたことを示す森林認証紙を選びました。

そこには、森林の破壊や劣化を招くことなく木材消費をしながら、
自然の中で人々に物質的にも、精神的にも豊かに暮らしてほしい
また、将来世代の子どもたちに健康で豊かに育ってほしいという
私たち神戸経済同友会メンバーの願いが込められています。

発行 平成 20 年 2 月

社団法人 神戸経済同友会

〒650-0033 神戸市中央区江戸町 91-1

(神戸銀行俱楽部内)

TEL.078-331-5584

FAX.078-392-7236

E-mail.kobedoyu@pearl.ocn.ne.jp

